

多賀城市文化財調査報告書第一一七集

天童家文書Ⅱ

多賀城市文化遺産活用活性化実行委員会

多賀城市教育委員会

序文

江戸時代、宮城郡八幡村に在所を拝領し、仙台藩において準一家の家格に列せられた天童氏は、清和源氏の流れを汲む武家の名門として長い歴史をもっています。

近年、天童家文書の解明が進み、その実態が明らかとなってきたことから、平成25年10月から12月にかけて「仙台藩準一家天童氏」展を開催いたしました。お陰をもちまして、多くの方々に御来館いただきましたことに対し御礼申し上げますとともに、あらためて、天童氏に対する関心の高さを感じた次第であります。

さて、本書は昨年度刊行した『天童家文書Ⅰ』の続刊にあたるもので、東日本震災後、新たに発見された多数の文書のうち、天童家の由緒等を示す系図類を中心に59点の史料を報告するものです。

本書が、天童氏に関する基礎資料として近世の多賀城、ひいては仙台藩における家臣の構成やその役割を解明する一助となれば幸いです。

最後になりましたが、本書の作成にあたり、昨年度に引き続き多大なる御協力をいただきました宮城学院女子大学教授J・F・モリス氏をはじめ関係各位に対し、深甚なる感謝を申し上げます。

平成二六年三月

多賀城市教育委員会

教育長 菊地 昭吾

目次

序文

凡例

「天童家文書Ⅱ」を読み解く

第1部 天童氏の由緒に関わる系図等

天童氏系図

諸家系図

天童氏の系統にかかわる文書

天童氏の過去帳

第2部 伊達家文書等

伊達家関係文書

『伊達治家記録』異本

その他

93

77

67

67

45

17

11

7

7

1

例言

— 本報告書は、平成25年度「文化庁 文化遺産を活かした地域活性化事業」で作成したものである。

— 本報告書は、東日本大震災後、天童家から新たに発見された多数の文書のうち、天童家の由緒等を示す系図類を中心に59点の史料を掲載した。

— 本報告書には、以下の順番で文書を収録した。

(1) 天童氏の由緒に関わる系図等(史料1～35)

(2) 天童氏の過去帳(史料36～40)

(3) 伊達家関係文書(史料41～46)

(4) 『伊達治家記録』異本(史料47～58)

(5) その他(史料59)

— 「天童氏の由緒に関わる系図等」については(史料22～28、32～35を除く)、別添附図に写真図版及び翻刻文を、本書に解説を掲載した。また、『伊達治家記録異本』については、巻頭の「天童家文書Ⅱを読む」(二)『伊達治家記録』異本」としてまとめ、解説している。でそちらを参照されたい。その他の文書については、本誌に写真図版及び翻刻文・解説文を掲載した。

— 各文書には、本報告書の通し番号を付し、文書の表題の下にカッコ書きで管理番号を掲載した。

— 翻刻文は、固有名詞については文書の表記の通りとし、それ以外は可能な限り常用漢字を用いた。

— 改行は文書と同様にし、判読できない文字は字数に応じ□で、字数が不明なものは□・□・□で、欠損した部

分については「欠」で表記した。さらに文意が通じないものには、その右側に(ママ)を、疑問の箇所には(カ)を記した。

— 改頁は「……………」で区切りを示した。

— 法量は翻刻文のあと、縦・横の順に括弧書きで記した。

— 各文書の調査・翻刻は、宮城学院女子大学教授J・F・モリス氏の指導の下、多賀城市教育委員会文化財課瀧川ちかこ、鈴木孝行、志田清一、菊地千夏、半澤経明があたった。

— 各文書の解説文については、史料1・3・6～8・13～17・21・23～30・32～44・57～59については、宮城学院女子大学教授J・F・モリス氏執筆いただき、史料2・4・5・9～12・18～20・31については、文化財課志田清一が執筆した。

— 巻頭の「天童家文書Ⅱを読み解く」はJ・F・モリス氏に執筆いただいた。

— 本報告書の作成にあたっては、仙台市博物館市史編さん室長菅野正道氏から御教示をいただいた。

— 本報告書の作成にあたっては、多賀城史遊館ボランティアの方々の御協力をいただいた。

— 文書の整理等には、瀧川ちかこ、鈴木孝行、志田清一、菊地千夏、半澤経明が従事した。

— 本報告書の編集は、文化財課鈴木孝行・志田清一が担当した。

「天童家文書」Ⅱを読む

はじめに

ここに収められている文書は、(一)天童氏の由緒に関わる系図などの史料の一群、および(二)伊達家に関わる文書などという二群に分けてある。この二つの群のなかでは、さらには(1)天童氏系図、(2)諸家系図、(3)天童氏の系統に関わる文書、(4)天童氏の過去帳、および(1)伊達家関係文書、(2)伊達治家記録異本、(3)その他(最上藩領の処分に関わる文書)に整理した。個別的な文書についての解説は各文書と一緒に進むことにして、ここでは、主な文書群の意味について概括的な解説を行う。

なお、今回の史料集には内容が類似するものも含まれ、逐一解説を加えていないものもあることをあらかじめお断りしたい。

(一)天童氏の由緒に関わる系図等

江戸時代において、一般的に家臣の召し抱えは、本人またはその祖先の功績(軍功や技能・行政能力)を根拠とするものであった。しかし、仙台藩のような旧族大名の場合、家臣の召し抱えと編制に際しこのような能力主義の他に、その家固有の由緒・出自も重視して家臣として採用することもあった。中世以来の格式高い由緒を有するこのような家臣を編制するために、仙台藩では、多層的で複雑な家格制度などが確立していた(註1)。家格制度の中でも、一門、一家、準一家、一族という上位の四つの班の家は、大名伊達家との親族関係をもつものとして位置付けられ、「歴々」と呼ばれていた。このような家臣団編制の中で、準一家の班に列せられていた天童家にとって門閥層に加わる根拠は、天童家の由緒であった。

このことを念頭におきながら天童家に伝存する系図および関係の諸史料を概観すると非常に興味深い特徴が浮かび上がってくる。

まず、天童家の諸系図すべては、天童家の元祖を足利家に求めており、言い方を変えれば、その関係を証明するための系図であるともいえる。天童家に現存する系図は、天童家の系譜を足利將軍家の分流である斯波家の、分流である大崎家の、分流である最上家の分流であるとしている。江戸時代以来、天童家が家紋として使用している丸に二つ引き両も足利家の家紋である。しかし、『山形県史』第一巻七一四〜七一五頁などによると、天童家は、元は(現)天童市域内の成生荘地頭里見氏(註2)の流れを汲んでいたが、義景の代から二代にわたり斯波・最上氏から養子を迎えたことにより、最上・斯波氏の一門であるという意識が生まれ、最上家から一門として寓せられるようになったとされる。天童家のこの由来には、敵対する南朝方が多かった山形最上地方に室町幕府方が権力を浸透させる過程の一端が窺えるが、仙台藩の天童家の系図(自己認識)には、自分の家の歴史的役割のこの側面は、全く反映されておらず、忘却されているようである。

このことは、近世天童家の系統継承の特徴とも深く関係していると考えられる。仙台藩天童家初代の頼澄(頼久)には子はなく、伊達家の重臣・一門からの養女・婿養子によって頼澄以後から三代にわたって天童の名跡が引き継がれることになった。この度重なる入嗣等による名跡継承によって、かつて里見天童家が最上天童家にかわったように、天童家の血統が実質的に亘理系伊達氏の系統に取って代わられたことになった。にもかかわらず、天童家の系図に表される自己認識では、足利氏に結びつく系譜が維持され「天童系伊達家」(あるいは、「天童系亘理家」)にはならなかったのは、イエニ

承の本質を祖先祭祀の継承とみなす当時のイエ概念の影響が基本にあったと考えるが、それに加えて、準一家という伊達氏家臣団における天童家の地位が最上・大崎・斯波・足利という系譜によって保障されていたという事情も関わっていたであろうと推定する。

しかし、中世天童家のこの由緒を証左する物的証拠は、天正12（一五八四）年の天童落城・本領喪失の際に失われ、かつ、頼澄から四代目の定義までの間の継承が非常に複雑であったという事情が加わり、天童家にとって自分の出自を証明する以前に、仙台藩家臣に召し抱えられた以後の系譜も含めてそれを把握すること自体が困難であったようである。総体としてみると天童家に伝わる各種系図と、それにかかわる調査書などは、このことを物語っている。

自家の歴史についての資料・情報欠如を補充すべく、仙台藩天童家四代目定義の代に、京都に常住する仙台藩お抱え連歌師猪苗代家を通して京都の公卿に対し天童在城時代の天童家についての調査を行ったことが史料29・30・32の史料によって知られる。さらに、史料11の系図の（天童）頼道（頼茂）の項に、延宝8（一六八〇）年四月二〇日に定義が高野山観音院の過去帳で祖先の姓名を調べたとともに注記されており、定義の代になって、天童在城時代の天童家の継承について積極的に調査したことが分かる。後日の考証に譲る他ないが、天童家及び大崎家の系図に関する断簡や系図の下書きも、定義のこの系図調査活動の一環として作成された可能性も考えられる（例えば、史料15・16・17・27・28）。さらに一代下って、定義の跡を継いだ頼真の代になると、頼澄（頼久）から定義の代までの、仙台藩天童家の複雑な継承と諸家との統柄を理解・把握するために史料13のように、天童家に繋がる伊達本家及びその家臣の複雑な人間関係を並列して整理する必要があると考える。

実は、頼真の代に整理されたと思われる史料13は、天童家文書の別の側面を理解する鍵ともなる。それは、天童家とは関係ないようにも見えるいくつもの史料が写本として天童家文書に含まれることである。天童家と関係ないようにも見えるこれらの家が女性との婚姻・養女縁組を通して天童家と繋がっていることが、史料13を詳細に読むと明確になる。このことを別表（40頁）における正室・母子関係を通して確認できる。

この二つの資料をあわせてみると、近世天童家を頼澄から定義の代まで繋いだのは、男系ではなく、女系であったという事実がみえてくる。このことを理解すると、天童家文書に飯坂・桑折家由来の文書（史料26・35）など（註3）が含まれていることも、天童家に留守系および互理系伊達家から婿養子を迎えたという謎も解けてくる。仙台藩が編集した家臣の系譜を収めた『伊達世臣家譜』のような公式系図には、女性によって結ばれていたこのような縁は全く現れないが、天童家自身にとって自分の家を取り巻く複雑な親戚関係を把握するために女性が果たした役割を外すことはできず、このことを系図に明記していることが天童家自身の系図の大きな特徴である。

近世初期における天童家の継承の謎を読み解いていくと、その背景に他の家の存亡に関わるいくつものドラマが垣間見えてくることも、天童家文書の一つの魅力である。先述の、伊達家庶流で政宗の代に大きな功績があった桑折家と飯坂家の断絶と、伊達騒動の主役の一人となった伊達安芸との間に、天童家を介した深い縁のもつれが明らかになることがその一つである。もう一つの発見は、戦国時代に現在の仙台市域の一部を治めた政宗の重臣粟野家を出奔した粟野備後という謎の人物が、仙台藩天童家四代となった定義の父又亘

理(栗野) 備後重次であるという事実である。備後重次の生涯と、出奔した経緯の一端が重次の法事に際して書かれた「ねんこうぶん」という文書(史料24)に記されており、名家栗野家の知られざる歴史の一端が明らかになったのである。

このようにして、天童家の系図・系譜に天童家自身のほかに、いくつもの家のドラマに関する貴重な情報が隠されているが、幾重にも絡み合ったイエ同士の複雑な縁を繋いで決定的な役割を果たしたのが戦国・近世初期を生き抜いた何人もの女性であったことは、注目に値する。

第2部 伊達家文書等

(1) 伊達家関係文書

ここには伊達政宗の書状など、および伊達綱吉が將軍からもらった領地判物の写しなどが含まれている。詳細は各資料の解説に譲るが、政宗書状の発見によって、これまで天童頼久(頼澄)が政宗の家臣となった確実な証拠の上限が天正18(一五九〇)年とされていたところを、一年遡らせることができるようになったことを特筆したい。

(2) 『伊達治家記録』異本

今回掲載する文書の中に際立って異色の一群の史料がある。この文書は、仙台市博物館が所蔵する『(伊達) 治家記録』正本の内容、字体、文体、および料紙(斐紙系)と同系列のものである。内容はほとんど正本と同じであるが、細かく見ると語句・文字の違いなどがあり、あるいは史料47・53のように現在は正本に含まれない、当主とその親族の年齢を該当年の記述の冒頭に記すものもある。

しかし、これらの紙片を注意深く見ると、いくつか重要な特徴にも気づく。

一つ目の特徴は、文中に異筆で文字、文や改行位置の訂正が書き込まれている箇所がある。

二つ目の特徴は、史料に折り目はあるが中には閉じ穴がないものもある。この紙の殆どは製本されたことがないことが明白である。紙片が三枚一綴りに結ばれている史料57のような例もあるが、結び方からみるとこの三枚などがより大きな本の一部として製本されたとは考えにくい。

この二点を整合して考えると、これらの料紙は、『治家記録』が成稿するまでの推敲過程で作成された稿本の一部である可能性があるかと推定される(註4)。つまり、これらの紙片は、『治家記録』の執筆過程を具体的に示す貴重な史料である可能性が考えられる。

しかし、この史料をめぐって、大きな謎が残る。

『治家記録』の紙片の記述内容には、天正5(一五七七)年から政宗が没する寛永13(一六三六)年までの59年間のバラつきがあり、もしもこの間の原稿がすべて揃っていたならば莫大な量の紙束となったはずである一方、年代が極端に離れた紙片だけが全体の中から現存するのは不自然である。このことは、天童家に伝存する『治家記録』系の紙片はもとより完全な稿本ではなく当初より年代がばらばらの紙片として入手したことを示唆している。

『伊達』治家記録』の正本は、本来、藩によって厳しく管理され、一部の人間にしか閲覧できないように保管されていたはずであるとされている。天童家に伝わる紙片がどのような経緯で入手されたかは、また入手の動機が何であったかについて、史料から直接窺い知ることができない。紙が高価であった当時、藩庁の記録所で不用に

なった反故紙を天童家が偶然購入したというようなシナリオが考えられるし、あるいは天童家が意図してこの紙片を入手した可能性も否定できない。天童家が伊達家にかかわる史料を積極的に取得していたことは史料44の包紙によって証明されており、『治家記録』の紙片を天童家が意図して、同様な手段で入手した可能性も考えられる。しかし、そうであるとしても、天童家が連続性もなければ自家の歴史とも無関係な『治家記録』の紙片や伊達本家領地判物を収取した動機・目的は、やはり、謎のままである。

(註1)

仙台藩の家臣団序列は諸藩の中でも複雑であった。家格による編成で上級家臣は、一門(11家)、一家(17家)、准一家(10家)、一族(22家)という四つの班に列せられたが、共通して、伊達家の親戚・縁戚であったか、それに擬せられる関係にあった。「歴々」の家臣の下に侍衆があり、こちらは宿老、着座、太刀上、召出というより上級の格式の家と、馬上役の平士(大番士・広間番士)と、徒歩士である組士という通常の士格があった。

(註2)

新田氏も足利氏も上野源氏として、鎮守府將軍源義家の三男義国を共通の祖としているが、全く別の家系ではなかった。

(註3)

他に、相馬氏および黒川氏にかかわる文書も含まれている(多

賀城市文化財調査報告書第一一三集『天道家文書I』一五三頁(一五七頁)。

(註4)

以上は、仙台市博物館市史編さん室長菅野正道氏の御教示による。紙面を借りて謝意を表したい。

天童氏系図

1 (天童氏系図) (No.00657・00677・00680)

重頼から常頼までの当主とその子ども・兄弟を伝える系図である。常頼の代で終わっているが、形状からするとさらに続きがあったように見える。当主の側室は記録されていないが、当主の代ごとにおける天童家の親戚・姻戚関係を知る上で貴重な記録となる。

2 源姓最上天童氏世系 (No.00619・00676)

清和天皇から書き起こし、最上満直の弟である頼直が天童城主となり、その子・頼澄から7代を省略して、頼根以降を詳細に書いている。頼根を「曾祖父」としているところから、この系図を書いたのは常頼の代であろうか。

3 源姓最上天童氏世系 (No.00648)

清和天皇以後の天童氏系図を省略して書いたものである。省略されていない部分は、最上天童家の正統性を主張するのに重要な清和天皇自身、および源義家(八幡太郎)などである。仙台藩天童家系図として見た場合に、初代頼澄だけを記し、この史料の眼目と思われる八代目倫頼以降の当主、およびその配偶者と子どもたちを詳細に記していることが特徴である。藩に提出する公式系図は男子の嫡系を中心に書かれるのであるが、この「世系」は、近代以降にはじめて法制化される「家族」概念を単位に編まれていることが特徴である。近世後期の天童家の親戚・親戚関係の広がりを知る上で貴重な史料である。

4 源姓最上天童世系 (No.00674・00675)

基本的に史料2とおなじであるが、最後に最上義守の二女・義姫

が伊達輝宗の妻になっていることが記されている。

5 (天童氏系図) (No.003959)

重頼から久蔵(七歳)までを、上質の紙に丁寧に記している。頼根が作成させた(もしくは自筆した)ものであるだろうか。

6 (天童氏系図) (No.00666)

仙台藩天童家九代目倫頼の代に作られた系図のようにみえる。系図は、二代目重頼から書き起こしているが、その理由は不明である。この系図では、三代目頼長、五代目頼真の名前を間違った後に訂正して書いているところ、および定義の実父互理備後を「互理信濃重宗三男」にしているところは、この系図を最初に作成した時に、先代に作成された系図を十分に参照しないで書いたことを暗示している。天童家における系図意識の継承過程を考える上で興味深い史料である。

重次の出自について、『涌谷町史』上巻一九〇頁の互理氏系図では、互理備後重次を、重宗の次男としているだけではなく、史料7の系図でも、倫頼の代までの天童家の代数を重宗から起こして書いており、重次についての注釈で彼を重宗の次男としている。

7 重宗二男栗野氏 (No.00626)

仙台藩天童家四代目となった肥後定義の実父栗野(互理)備後重次から倫頼(安永三(一七七四)年から当主か。寛政十一(一七九九)年致仕。)の代までの天童家系図である。この系図のものと異なるものとして、史料8・24・25の諸史料が利用されたと思われる。

なお、この系図にみえる定義の次男長時（中目勘解由）は、資料33および多賀城市文化財調査報告書「一三集『天童家文書1』（宮城県地域文化遺産復興プロジェクト実行委員会・多賀城市教育委員会編、二〇一三年）中、81〜83頁掲載の「伊達安芸より天童帯刀宛書状」および「天童帯刀より高橋弥左衛門宛書状」にみえる「長吉」のことである。

8 (天童氏系図) (No.00639)

天童家系図の一部である。題名がないことからして、もとは、前後にも記述があったと思われるが、現存するのは、仙台藩天童家四・五代目の定義、頼真の二代を記した部分だけである。不明な点が多かった、天童頼長から天童家を継承した定義とその実父栗野（亘理）備後重次についての具体的な記述があつて、貴重な情報が含まれている。さらに、定義の娘たちの嫁ぎ先および定義の嫡男頼真の妻の生家が記されているところは、藩に提出する公式系図にはない情報で、天童家の姻戚関係の広がりを示す貴重な記録である。

なお、「桑島仁兵衛」とは、栗野（亘理）備後重次の二男で桑島家（家格召出、知行四六三石）の婿養子となった人物である。

9 源姓天童系図 (No.00671)

清和天皇から、源氏、足利氏を経て天童家の頼次（定義）までが続けて書かれている。また、各人の概略が書き添えられている。

10 (源姓最上天童氏系図) (No.00681)

足利から斯波、最上、天童へと分流していく系図が詳細に書かれている。

11 源姓天童系図 (No.03957)

基本的に史料9を踏襲しているが、頼道のところで、内記定義が延宝八年に高野山を訪ね祖先の姓名を調べたと記している。

諸家系図

12 藤原氏伊達系図 (No.00672)

藤原北家の山蔭流の伊達家系図であり、天童家との繋がりも記されている。

13 (諸家系図) (No.00656)

近世初期、仙台藩天童家初代の頼澄から五代目頼真までの相続関係を整理するために作成された系図であると考えられる。一枚の料紙の表と裏に分けて書かれている。

この系図の作成年代を推定する上でヒントとなる情報は、系図が頼真の代で終わっているということ、伊達本家の当主を「綱村」としていること、および浦谷伊達家の当主を「基重」としていること、という三点である。ことに、四代藩主が「綱村」と名乗り始めたのが延宝5(一六七七)年一月一日からであったこと、および浦谷伊達家六代目が「兵庫基重」を名乗ったのが(後村元と改め)延宝3(一六七五)年一月四日から元禄10(一六九七)年一月一日までの間であったこと(註)から、この史料は、一六七七年から一六九七年の間ごろに作成されたと推定できる。

表とみられる部分では、天童家の系統を「亙理方」と「天童」の系統の二つに整理し、その上で「亙理方」に千葉正統、伊達家、国分家、相馬家、黒木家(相馬家の一族)を整理し、天童家の系統として大崎、最上および細川家を掲げている。伊達氏を千葉の正統に属するとする解釈は、伊達家自身の系図認識および公式史料に書かれるもの(藤原北家系)とは大きく異なっており、家臣の宗家に対する意識の一つの表れとして注目に値する。

「千葉系図」から左の諸系統は、順に、(1)相馬家と亙理家の共通の祖先を示すもの、(2)大崎家と最上・天童家が分岐する関係、(3)最

上と天童家が分岐する関係、(4)天童頼久(頼澄)の正室が細川家出身であったことを示す註書き、および(5)千葉家が相馬家と亙理家に分岐した後の亙理家の系統の略図からなっている。「兼頼」から始まる最上・天童両家の内、天童家の系図が頼真の代で終わっていることは、この史料が頼真の代に作られた蓋然性が高いことを示している。

裏面とみられるところでは、天童家と婚姻・養子縁組関係のある諸家の複雑な関係を天童頼真の代までの続柄を基軸に整理している。この系図の注目すべきところは、男子嫡系を基準とする公式な系図と違い、女性(正室、娘、養女)も男性と同様に家と家とを結び役割をもつ者として記載されていることである。ただし、男性と違い、女性は、その実名ではなく、「女子」、またはその法名で記載されているところは、男系を重んじる武家社会の価値観を反映している。

裏面の系図を右から説明すると、最初の「植宗」、「元宗」、「晴宗」から始まる三つの系統は、伊達氏と、亙理氏・留守氏の間係を基軸に、天童家との繋がりを説明している。「植宗」の直下の系統は、言うまでもなく、伊達本家のものを示す。その傍の「元宗」の系統は、亙理氏と伊達氏との養子縁組関係の一部を示しながら、重宗から亙理本家の系統ではなく天童家に入嗣した亙理(栗野)備後重次の嫡男定義の系統を大きく書き、その右脇に亙理本家の系統を小さく示し、明らかに天童家を基準にしている。なお、この部分で「重宗」を伊達晴宗の実子(両者の間の横線によつて示される)にしているところは、亙理元宗の間違いであり、重宗の名前の右脇に小文字で訂正の意が書き込まれている。重宗は、伊達政宗の庶子で亙理家に養子として入ったのであるが、逆に、この関係は書かれていない

ことをみると、すでに天童家でこの関係を忘却しかけていた可能性を示唆している。もう一つ、亙理本家と天童家を結ぶ者として、宗長の娘長徳院(頼真の母)が書き込まれていることがこの部分の注目ポイントとなる。次の左隣の「晴宗公」で始まる系統は、留守氏の系統と、天童家に入嗣した仙台藩天童氏二代目の重頼および、その娘の長岩(殿)院と孫の長徳院(頼真の母)の系統を示すものである。

「家景」で始まる系統は、留守本家の系統を示しながら、そこに再び重頼の位置づけを書き込んでいる。

「黒川家頼」から始まる系統は、黒川氏と留守氏との関係を示しており、黒川晴氏の娘が留守政景の正室で(天童)重頼の母となり、長岩院・長徳院を通して頼真へと続く関係を整理している。なお、この系図には書かれていないが、黒川氏は、天童氏と同じく最上家の分家であった。頼澄の婿養子を留守氏から迎えたのは、重頼の母の実家黒川氏が天童氏と同じく最上の分家であったという縁によるものであった。

「国分盛氏」の系統は、男系ではなく、盛氏の娘二人がそれぞれ、亙理元宗および天童頼貞(頼定、頼澄の父)の正室となっていた関係を示している。すなわち、天童家と亙理系伊達との縁も、国分盛氏のこの二人の娘によって結ばれていたものである。

「平姓岩城重隆」の系統では、重隆の娘が伊達晴宗の正室となり、伊達輝宗、留守政景および岩城親隆三兄弟の母親となり、政景の息子重頼から長岩院・長徳院を通して頼真に繋がっているという関係を整理している。

岩城氏の次にくる飯坂および桑折氏の系統は、頼澄から頼真までの天童家の系統を知る上で重要な役割を果たした三代の女性の出自

との関係性を示すものである。飯坂宗康の長女が桑折政長の正室となり、彼女自身およびその女系の子孫が天童家の系統を繋いでいく役割を担っていくことになる。飯坂家の系図の右側は、飯坂の男系(正統)ではなく、天童家に入った女性の系統を示すものである。そのすぐ左の「女子 吉岡御前ト申」の方が、次女が引き継いだ飯坂氏本流であり、彼女の養子となった定長は、史料35に登場する「飯坂出雲」その人である。

飯坂氏に続く桑折氏は、飯坂宗康の長女が桑折政長の正室となったことよって結ばれている。その娘「窓明院」が天童兵部、つまり頼澄の養子重頼の正室となり、長岩院という娘を産んだ。その娘が亙理(伊達)家からの婿養子頼長と結婚し、その後頼長が宗重と改名して実家の亙理(伊達)家を継いだ時に、二人の間の娘長徳院が天童家に残り亙理定義と結婚して、頼真の母となったのである。

系図のほぼ最後となる相馬氏と、相馬氏一族である黒木氏も、女性によつて亙理(伊達)氏と結ばれている関係を書き留めている。相馬家の娘が亙理重宗の正室となり、宗重が彼女の孫、長徳院がその曾孫として頼真に繋がっている。黒木宗元の娘が伊達(亙理)安芸定宗の正室となり、宗重の母、長徳院の祖母、そして頼真が彼女の曾孫にあたるという関係が示されている。

黒川清里の系統は、直接、頼真とは繋がらないが、飯坂氏と黒川氏の関係を示すために掲げられているのであろうか。

なお、天童家のこの系図は頼長(伊達安芸宗重)の正室となった長が、院の法名を「長岩院」と記しているが、伊達(亙理系)家では、「長巖院」と記している。

この史料は、前述の通り、頼真の代に作成されたものであると推定する。これまで指摘したように、この系図にいくつかの間違い(例

えば、伊達家から互理家に入嗣した当主の代を間違えている)がみられるように、頼真の代になり、天童家では、すでに仙台藩に移つてからの家の継承についての記憶が薄れ始め、当事者がすでに亡くなつていた頼真の代に、先祖の祭祀を行う上でその関係をすべて整理して記録する必要に迫られたということが作成の動機として考えられる。しかし、史料35の解説で触れているが、元禄11(一六九八)年に、藩の修史事業の一環としてか、天童淡路(頼真)に飯坂出雲から桑折家関係の文書が藩に献上された経緯についての聞き取りをしていたことが伊達家文書に記されている。藩からの諮問に答えるために頼真側で自分の家と桑折・飯坂家との関係を調べ、その調査結果を整理するために本史料を作成した可能性も考えられる。武家の系図として男系中心ではなく、天童家と諸家との関係を説明するのに欠かせない女性の役割、とりわけ窓明院、長岩(巖)院、長徳院を系図の重要なポイントにしていることが、この推定を裏付ける傍証となろう。

14 大崎惣領家譜 (No.00673)

天童家の總本家大崎氏の系図を清書・装丁したものである。朱書の部分は、後からの「考察」(訂正)を示しており、系図形成の過程を示すものとして興味深い。この系図の特徴は、特に大崎氏の各代について詳しい記述がみられることである。豊臣秀吉に所領を没収された大崎義隆が所領を引き払う過程や、長尾家(上杉家)の客将か家臣になつた過程、および最後の義元が最後を迎えた場所が仙台八幡町であることなど、注目に値する情報が含まれているように見える。

しかし、大崎家の代数を数えるのは、八代政兼の代までで、義兼

以後を代数に数えていないのは、目を引く。さらに、五代満持、七代教兼、高兼の代に伊達家と関係を深めたことは書かれているが、義隆の代に伊達政宗と対立した時期のことは書かれていないのは、仙台藩家臣天童家としての立場を反映しているようにみえる。

15 (大崎氏系図) (No.00616)

天童家は、奥州探題大崎家の支流に当たたる関係上、大崎家に関するいくつかの系譜類が伝わっている。この系譜は、大崎氏最後の当主とされる義隆の後に義易、義元という二代に「公」の敬称をつけて記していることが特徴である。大崎氏の系譜は、豊臣秀吉の奥羽仕置で領知没収の憂き目にあつた義隆をもつて通常最後とするが、大崎氏没落後の二代の実名を伝えているのが珍しい。

16 (大崎氏系図) (No.00617)

前掲の史料15の系図と基本的に同じであるが、大崎家代々の事績を記入していること、また、義隆の死亡日時および場所を具体的に記しているところが特徴的である。なお、文中には字を簡略化したものや、縦棒「|」に置き換えて省略しているものがあり、後者については、翻刻の際、脇に括弧内で省略された字を記した。

17 (平氏系図) (No.00669)

平氏系図の断簡とみられる。

18 (留守氏(水沢伊達氏)系図) (No.03956)

留守氏(水沢伊達氏)の系図であり、天童家との関連も書かれている。

19 (足利氏系図) (No.000610)

足利氏系図であり、主な事績を付記している。

20 (巨理家(涌谷伊達家)系図) (No.000630)

巨理家(涌谷伊達家)の系図であり、天童家との関係も記されている。

21 絵師狩野系図 (No.000638)

室町幕府以来、武家政権の御用絵師を務めた狩野家の部分的な系図である。作成の意図及び、なぜこの系図が天童家に伝存するか、不明である。近世の狩野家は、江戸幕府の抱え絵師であったが、その一門は、幕府からの注文をこなす傍ら、仙台藩からの注文にも応えた。特に仙台藩の関係が深かったのは、系図の中心にある主馬尚信が起こした木挽町狩野家であった。系図左端の「一家面々 狩野 兄 昌信」以下は、狩野松栄の系統に繋がる幕府表絵師である。その間を狩野探幽守信の娘お雪(於雪)が外記秀信の妻となり、両者を結ぶ役割を果たしているところがこの系図の一つのポイントとなっている。

(註) 仙台市博物館学芸員菅原美咲氏の御教示による。

天童氏の系統に関わる文書



22 (頼澄自筆書状写)

(No. 00645)

(追而書)

返々委細者

掃着取分共ふミ

之内被為上候

本十日金一枚儲_ニ

以上

登着候尤今時分

万_ニ用□之□□

可然時分有之金

まき金(欠)自何

江戸_ニも御年頭

指上候而いよく

可然時(欠)

幾□□□から

当年間之事

多人組越年_ニ

およひ候共済切

か様_ニ念尤_ニ候

来二月(欠)

其許之米

舟_ニてのほせ候ハ_ニ

其上(欠)

万飾(欠)分而(欠)へ_ニ

任置候(欠)度候

恐惶謹言

極月(欠)(花押)

(墨引)

大条□四郎右衛門殿 甲斐

□□ 九郎兵衛殿

人々御中

(法量…三三・六cm×四九・四cm)

解説

史料23と関連するものであることから、解説は次頁に記載した。

23 (頼澄自筆書状の包み紙) (No. 00644)

「 欠 六日草刈「 欠」
所望也

頼澄様御自筆御書写

(法量・二二・四cm×二八・一cm)

解説

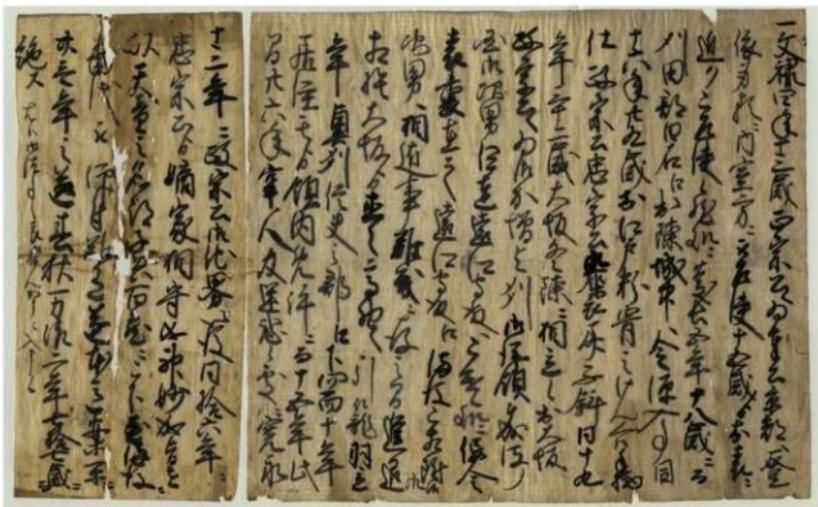
仙台藩天童家初代となつた頼澄(頼久)が自ら書いた、唯一の現存文書であり、貴重である。しかし、保存状況が悪く解説が難しい上、内容の理解が非常に困難な文書である。

包み紙から、この書状が写しであることが判明する。包み紙の破損がひどく原文の一部しか判読できないが、天童家が家臣の草刈家に伝わつた頼澄書状を書き写したという経緯で天童家がこの写しを所蔵するにいたつたという意味であろうと考えられる。

書状本体であるが、年代不詳で署名人が「甲斐」だけとなっている。仙台藩天童家歴代で「甲斐」と名乗つた人物は頼澄以外には確認できないので、包み紙にある「頼澄」と書状の指出人が同一であると判断できる。

書状の冒頭にくる「返々委細者」という、位置が一字分だけ字下げになっている一文は、本文のあとに書き加えられた後書きである。本文は、「本十日金一枚儲二」から始まる。金一枚を国許から送つてもらい「よろず」の支払いに用いたこと、当年、大人数で江戸で越年をしなければならぬので「そこもとの米を舟で登らせてほしい」などという内容の意味かと考えられるが定かではない。読み取れない箇所が多く、後日の考証に待ちたい。





一文祿四年十三歳正宗公、為奉公京都、登
 依身類、内室方、被召使十五歳より於表、
 近ク被召使候然処、慶長五年十八歳、
 刘田郡白石江出陳城中、令深入事同
 十六年廿九歳於江戸粉骨之けんく八手柄
 仕政宗公忠宗公御褒美不斜同十九
 年三十二歳大坂冬の陣、相立候於大坂
 政宗公、為御加増与州御拜領被成彼ノ
 国御次男伊達遠江守殿、被遣候処、佞人之
 表裏在之遠江守殿、備後被相附候御
 次男へ相道事難義、存之間進退
 相捨大坂より直々高野へ引籠翌
 年奥州、信夫之郡江下向、十年
 居住其より領内免許、十五年此
 間廿六年牢人及迷惑候処、寛永
 十三年、政宗公御他界以後同拾六年、
 忠宗公より嫡家相守義神妙成旨を
 以天童之名跡子共百歳、被下置備後、
 番代被、仰付難有遂本意案業、
 廿老年之送春秋万治二年七拾七歳、而
 絶ス、右ハ御法事ノ節御ねんかうニ入申候

天童家文書には、四代目定義の実父亙理(栗野)備後重次の業績について伝える断簡が三通残っており、これらは、本来、一つの文書として繋がっていたと推定する。この断簡二通は、重次の晩年について伝える部分である。波乱に富んだ一生をおくった重次は、嫡男が天童の跡取りに決まった後、「本意を遂げ」21年間(案(安・楽)に暮らし77歳まで生きたとある。

文末に小文字で書かれている註書きによれば、この文章が作成されたのは、亙理重次の「御法事之節」だったようで、現代流にいえば、重次の事績を讀める弔辞として披露されたものと思われる。

ここに伝えられる備後重次の生き方が、史料13・35の解説で説明したように、近世武家の家意識と価値観とは大きく異なっていることを指摘しておきたい。飯坂出雲および密明院・長岩(巖)院・長徳院のように家・家名を継承するために自己を犠牲にすることを厭わない生き方は、重次の足跡から読み取れない。この断簡にある「嫡家を相守り」という下りは、備後の嫡男定義を指しているのではなく、二代藩主忠宗のことである。備後重次は、その人柄と武功を買われ、亙理家の次男から栗野家に入嗣し、名家栗野氏の継承を政宗から託された。政宗の信頼厚く闊達な若い継承者を得て栗野家の未来は安泰に見えたが、大坂の陣の後に伊予国宇和島領を徳川家康から与えられた政宗の庶子秀宗に従って宇和島に移住するように命じられた備後重次は、君命を拒んで浪人となった。君命を拒む理由は、主家の庶子ではなくその嫡男に奉公したいという強い意志を持っていたためであるとされる。つまり、この断簡にみられる「嫡家を相守り」とは、備後重次のこの行動を指しているのである。当然であるが、君命を拒んだ重次の行動により栗野家は、家名断絶の危機に

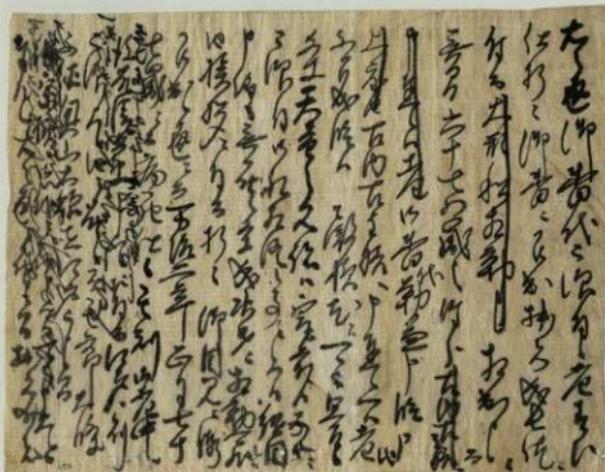
瀕することとなった。にもかかわらず、長い浪人生活の末に息子の番代として忠宗に奉公できて「本意を遂げ」「案(安・楽)に過した」という重次の姿には、栗野家の継承を犠牲にしてまで自分の意思を貫いたことへの後悔の念はまったくみられない。飯坂・桑折家の継承問題から垣間見られる、「イエ」にいきる武士と、重次のように「イエ」を捨ててまで自分の武士としての生き方を曲げなかつた武士という、近世武士の対照的な一つの生き方が垣間見えてくる。念のために強調しておくが、重次は、栗野姓を捨て亙理姓に服したが、彼の嫡男定義は、亙理家ではなく天童家を引き継ぐことになり、重次は、自身の家名ではなく奉公する形にこだわっていたように見受けられる。

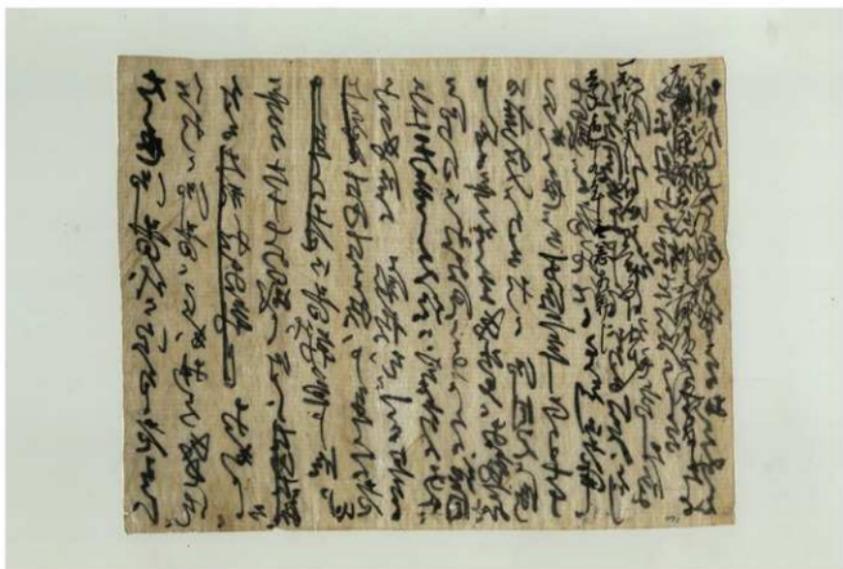
なお、備後出奔後の栗野家は、先代栗野重国の妻が二〇石の知行を与えられて家を継承し、郷六家から養子を迎えて家名を繋ぐことができた(『伊達世臣家譜』第四輯、四七頁)。ただし、栗野家系図では、亙理家から入った養子を「亙理信濃宗重第四男としているが、亙理家系図によれば、重宗には男子は三人しかいなかったことになっており、栗野家側の伝承の方が間違いであると考えられる(浦谷町史編纂委員会『浦谷町史』一九六五年、一九〇頁)。栗野家の系譜では、重次の出自については不明としていることは、重次だけではなく、重国以前の先祖については不明としていることは、重次の出奔が栗野家に与えた被害の大きさを物語っているようにみえる。それにしても、重次が伊達政宗に如何に仕えたかということが詳しく書いてあるのに、重次の栗野家入嗣のことに全く触れていないことが目を引く。さらに重次の事実上の出奔となった、伊達遠江守秀宗の伊予国宇和島入部への随伴を拒んだ理由を、この拝命は(倭)後(倭)人の表裏(重次に対し悪意を抱き主君にへつらつて進言した者の

背信行為)によるものとして重次の行為を正当化しているところも、重次の主観に完全に立った説明となっている。出奔した後の重次の浪人生活が26年にもおよんだという記述は、頑固一徹で信念を貫く重次の個性を物語っているようにみえ、彼の甥となる伊達安芸宗重に通じるように思える。

(表)

右之通御番代被仰付候老□□
 仕折々御番ニ罷出拙者成長仕候ニ
 付而大形私相勤申候相出申候而
 無間六十七の歳之時分古内古主膳
 申達候小老御番代勤兼申段申由
 上座申古内古主膳へ申達候ハハ老
 不罷成段ハ殿様尤ニ可被思召候
 条天童之名跡ハ最前より子共ニ
 被仰付御家相統候事ニ而ハ繼目と
 申儀も無御座候条成次第二相勤可然
 由挨拶ニ付而折々御目見ニ漸
 罷出候通ニ而万治二年正月七十
 七歳ニ而病死仕候其刻御老中
 後藤清兵衛申上□□付而江戸へ則
 被仰上候由ニ御座候間其節大條
 子平奥山大炊在江戸被申候間
 綱家様へ□付□□□□可被申上と
 奉存候右之通御座候間於□□□





(裏)

一知行□之処

慶長十九年無恙相勤申候

(法量・一九・九 cm × 二五・七 cm)

解説

定義が天童を継いだ時にはまだ幼少であったため、実父の亙理(粟野)備後重次が定義の番代を務めていた。この文書は、重次の番代が解消された時に家継承の儀礼をおこなわずに定義が当主の座に就いたという経緯を説明する文書の下書きとみられる。

(端裏書き)

卯六月十二日阿弥陀寺へ承合候

伊勢守宗保

学阿弥

故播州景長

期阿

治部太夫宗長

宝林寺殿播磨大守点了不曲其阿

慶長六年七月廿三日

伊勢守宗保

学阿弥

故播州景長

期阿

治部太夫宗長

宝林寺殿播州大守点了不曲其阿

慶長六年七月廿三日

一 播州大守ト申儀ハ右点了末ノ名ヲ播磨トモ申由ニ御座候間

不苦候事

一 右点了在世之時より点了不曲判物等ニ書被申候事

一 右点了ヲ学阿とも申候由存候其段ハ右伊勢守江

取違申候哉と存候若又点了幼少之内相州藤沢江被罷

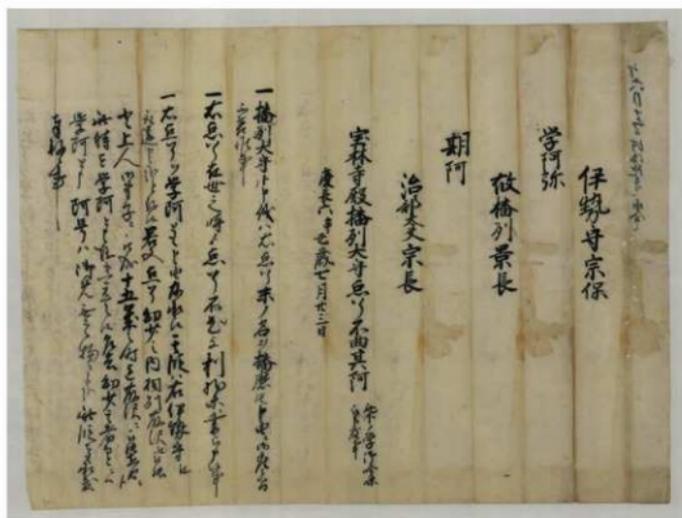
登上人御弟子ニ被成十五歳之時迄藤沢ニ被罷在由ニ候

此時迄学阿と申候儀も可有之候乍去幼少之者などニハ

学阿と申阿号ハ御免無之物ニ候哉此段をも承度

奉存候事

(法量…三二・八cm×四三・五cm)



解説

「播磨点了」とは、桑折宗長（一五三二〜一六〇一年）のことである。桑折家は、伊達家の庶流で（現）福島県桑折を本領とする伊達家の重臣であった。宗長は、実父貞永の長男として生まれたが、父はすでに伊達植宗の実子四郎を養子として迎えていたため、相模国藤沢の宝林寺に預けられ、僧となるべく育った。しかし、四郎が夭折したため、宗長が宝林寺から呼び戻され、還俗して実家を継いだ。点了（齋）とは、隠居してからの号である。桑折家は後に断絶するが、天童家との関係があつたため、その関連の文書が天童家に一部伝わる。桑折家と天童家との関係については、後掲の史料35を参照されたい。

(表)

一 義通公明応三年ニ義高御改メ

の事

一 右三年より文亀二迄九ヶ年也

此二年ニ義高を義胤ニ被為改候

一 右三より天文十七年ニ至也

三月十五日

四拾七

一 右

一 右義高公義胤公ト御治世ハ右明応九年暮より

後二ハ

申

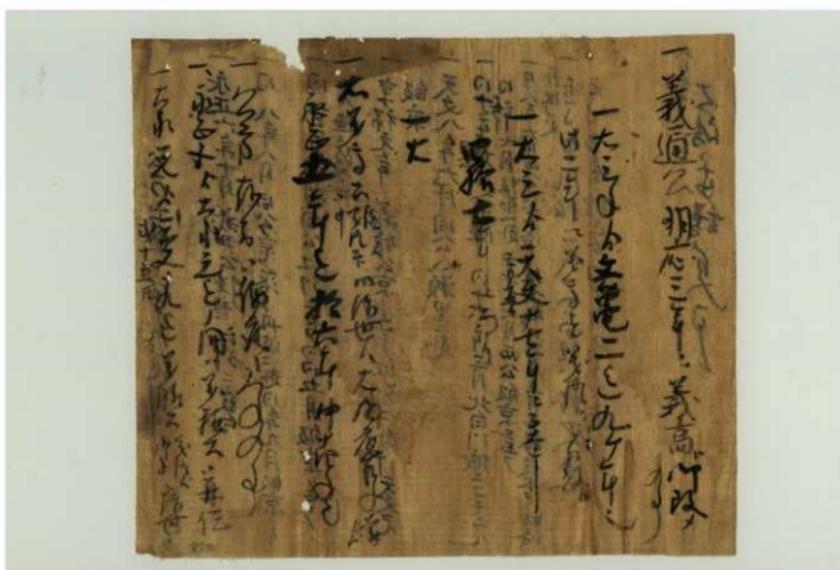
永正五年迄拾六年中十四年也

一 公方越前御働座たるの事

一 永正五より大永元迄ノ間ハ義植公御再任

一 大永元より天文十九迄義晴公御治世

共十五年





(裏)

公方出奔之事左ニ記

- 一 永正六年十月義尹公の江州ニ発向
- 一 同八年八月同公京ヲ落テ丹波ニ赴同年九月帰京アリ
- 一 同十年三月同公江州ニ発向同五月帰京名ヲ
- 義植ニ改ラル
- 一 享祿元年 義晴公京ヲ出テ江州ニ赴テ天文二元ニ
- 帰京

- 一 天文八年六月同公八瀬里ニ赴
- 一 同十年同公坂本へ出陣 同十六年三月北白川城ニコモラル
- 一 同十六年七月坂本へ赴□□□□六月両公帰京シ玉フ
- 一 同十八年六月両公共京落テ坂本へ赴ク同廿一年正月義藤公坂本ヨリ帰洛
- 義胤ノ父
- 一 相馬盛胤娘二人一人ハ互理へ御縁一人不知
- 是ハ当春館山より□□□□□□の者可考事

八月七日

大崎家譜ニ付入□

(法量一・一五・二・二〇×一七・五・〇)

解説

足利将軍の義植(胤)以後の名前と動向を書き記したメモである。

家兼公伝下ニ記ス 石堂形部義房

追討之為 花園院之蒙宣旨奥

州五十四郡ノ探題被為補奥州ニ下リ

石堂義房玉造郡赤栄山ノ険阻

なる所ニ曳篋居タリシヲ賁落石堂

退治シテ大崎ニ住ニ是ヨリ義隆迄

相続ナリ

巳ノ五ノ廿六ヲ写之

(法量…一五・一cm×九・八cm)



解説

天童家の大本家大崎氏初代の家兼が陸奥国大崎に住むようになった経緯について書いたメモのような史料である。家兼のみならず、石堂義房についての情報も含まれているが、この史料は、天童家の関係者の誰かが大崎氏関係の資料を閲覧して写したものであるとみられるが、元の史料が特定できず、このメモ書きの信ぴょう性については判断することが困難である。

天童肥後頼次(定義)から猪苗代兼寿宛てに、天童家の系図の作成についての書簡である。前半は、表題通り天童氏譜(系図)で、後半の末書では、天童家側で所持していた系図と猪苗代氏から提示された系図との間に、足利泰氏から天童家祖頼直までの代に齟齬があったので、天童家側の系図に基づいた訂正を天童家から兼寿に提示して、御覽に入れてほしいという趣旨の書簡からなる文書である。系図に朱書されている箇所が天童家側の史料による訂正箇所であることが一つの仮説として考えられる。中世の最上氏系図を考察する上で参考となるものであろうか。

この書簡の宛て人となっている猪苗代兼寿は、連歌師として有名な猪苗代兼載の子孫で仙台藩の御抱え連歌師である。仙台藩には二つの系統の猪苗代氏があり、兼載系の家は代々、京都に居住しながら、仙台城で行われる年始の連歌会のために仙台に赴くという、仙台藩家臣として大変特異な奉公形態をとっていた。兼系の猪苗代家は、仙台藩家臣の中で家が着座で、当初、黒川郡舞野村に知行地八一石余りを与えられ、来藩する時に旅金一〇両を支給されることになっていた。兼寿の晩年の貞享5(一六八八)年に、さらに近江国の仙台藩飛地領から三〇〇石を増加された。この史料に掲げられている天童家の系図を猪苗代兼寿が天童家の要請に応じて作成していたということを示す証拠は、文面中に見いだせない。史料30がしめすように、17世紀中ごろ、京都において天童家の系図について調べていた者が他にいたことが知られ、名家斯波家の庶流について調べる一環として天童家について調査が行われていた可能性が考えられる。

ただし、猪苗代家宛ての文書が天童家に残ることは、本来、あり

得ない。この文書が猪苗代兼寿に送られた原文の精緻な複製であるか、この文書に見られる朱書は天童肥後の手によるものではなく、黒墨の註書きが肥後の手による修正で、兼寿がさらに朱書で肥後に対する自分の解釈を書き加え、原文ともに天童家に返却した可能性も考えられる。

なお、この書簡の指出人は、「天童肥後頼次」となっている。兼寿と同時代の「天童肥後」は、肥後定義以外には考えられないが、定義の名前の確定時期については、後掲の史料34の解説を併せて参照されたい。

(猪苗代氏については、『仙台叢書 伊達世家家譜』第一輯、一六七〜一八〇頁、宝文堂、仙台、一九七五年による。)

30 頼久甲斐慶長拾六年死去已後天童相統之者 (No.00660)

この史料における天童家の代数は、天童内記頼次」の代で終わっていることが特徴であり、史料29と同時期のものであろうと推定する。「頼次」とは、定義のことであり、衣笠式部卿とは、京都の公卿と思われる。多賀谷隠岐守晴勝は、「隠岐守」と名乗っているから幕臣とみられるが、『寛政重修諸家譜』にはみられなく、公卿の家臣である可能性が考えられる。この文書が天童家に残るのは、多賀谷晴勝が衣笠式部に一部を送ると同時に、天童家にも自分の花押を据えた写しを送ったためであるであろうか。

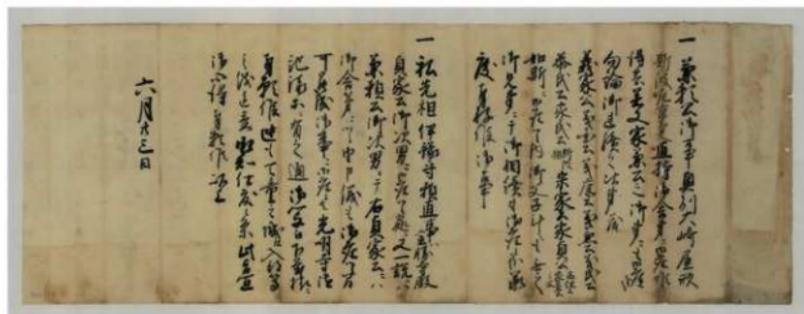
文書の趣旨は、多賀谷晴勝が衣笠式部に、天童頼久以後の天童の継承(統き)を伝えると同時に、頼久が天童に住居していた当時の様子を伝えてほしいと訊ねているところは、猪苗代兼寿書状と同様なことを探索している様子を伝える。内容からすると、史料29と

本史料を、史料32が繋いでいるようにみえ、この三通の書簡が一連となつている蓋然性が高いと推定する。

なお、文中、天童頼久を「衣笠多大権殿御末」と述べている文言は注目されるが、それが具体的にどのような関係を指しているか、不明である。

31 (系図照会状) (No.03958)

天童久蔵が出納豊後守にあてた系図照会状であり、頼尚から定義までの系図・事績を書いて添削を求めている。



一 兼頼公御事奥州大崎屋形

斯波左京大夫直持御舍弟^二御座候
得共若又家兼公之弟^二も御座候哉
勿論御連続之次第も

義家公義国公義康公義兼公義氏公
泰氏公家氏公^三宗家公家貞公^四
如斯^二御座候内御父子計^二も無之
御兄弟^二テ御相続も御座候哉承
度奉存候事

一 私先祖伊豫守頼直事^一金勝寺殿

貞家公御次男^二御座候処^二又一説^二ハ
兼頼公御次男^二テ右貞家公^二ハ
御舍弟^二候由申儀も御座候間

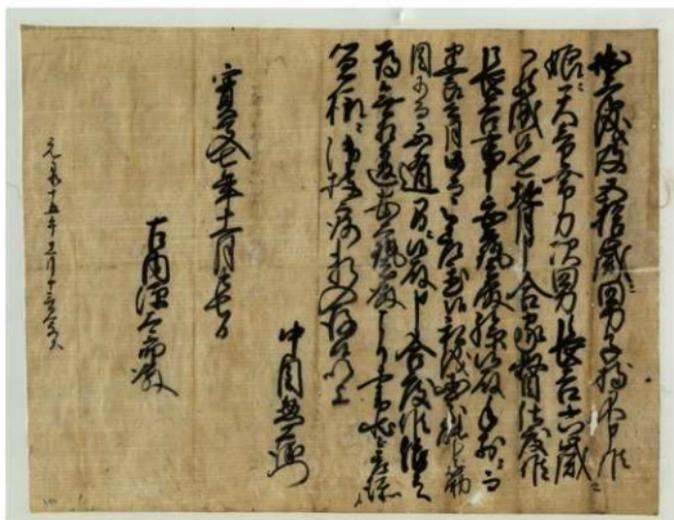
可罷成御事^二御座候^三光明寺御
記録等^三有之通御写被下置様^二
奉願候逆も天童之城^二入部等^二
之儀迄委承知仕度候条此旨宜
御心得奉願候以上

六月廿三日

(法量：一四・七cm×三九・六cm)

解説

年号および指出人不明の書簡である。内容は、天童家の者が、何者かに対し自分の祖先の相続、および天童城に祖先が「入部」した当時のことについて詳しく教えてほしいと懇願する内容である。最上義光に急襲され天童城を追われた天童家としては、江戸時代に入ってから、様々な縁や古記録を頼りに、祖先の系図や重要な出来事を調査し、自分の家の歴史の「再発見」するための努力の跡が窺われる。



拙者儀及五拾歳ニ男子持不申候

娘ニ天童帯刀次男長吉六歳ニ

罷成候を婿申合家督仕度候

長吉事安藝殿孫候故手前ニ而

養育候而被差置候私儀因分能登筋

目に而不^申違間ニ候故申合度候依之

為無相違安藝殿より書状被差添候

宜様ニ御披露頼入存候以上

中目惣右衛門

寛文七年十一月廿七日

古内源太郎殿

元禄十五年十一月十三日写^ス

(法量…二四・九cm×三一・八cm)

解説

多賀城市文化財報告書第一二三集『天童家文書I』83頁掲載の史料37・38と関連する史料である。詳細については、これらの史料を参照されたい。

留メ

天童内記定義

天童之名跡相統不被 仰付

以前伊達安藝定宗^江頼元服

仕候付而定之一字被付之候天童

之持字^者頼^二御座候

内記嫡子

天童百藏尊義

亙理信濃宗尊相頼元服

仕候付尊之一字相付之候

内記次男

天童長助盛良

秋保豊前為盛相頼元服

仕候付盛之一字相付之候

拙者父子三人之名乗書付差

上可申由被 仰付候間右之通

書上仕候以上

天童内記

延宝四年 書判

五月十八日

富塚孫兵衛殿

速藤文七郎殿

天童内記定義
 天童百藏尊義
 亙理信濃宗尊相頼元服
 仕候付尊之一字相付之候
 内記次男
 天童長助盛良
 秋保豊前為盛相頼元服
 仕候付盛之一字相付之候
 拙者父子三人之名乗書付差
 上可申由被 仰付候間右之通
 書上仕候以上
 天童内記
 延宝四年
 五月十八日
 富塚孫兵衛殿
 速藤文七郎殿

解説

天童定義が藩に、自分及び息子二人の名前および元服した時の烏帽子親およびその烏帽子親から名前の一字をもらったことを書き上げた届出の写しである。延宝4年は、西暦一六七六年である。当時の天童家の親戚関係をよく示す内容であると同時に、武士の名前がこのような親戚関係をも反映していたこと、および名前をも藩に届けて、管理されていたことを示す好例の史料となる。

定義の「定」の字を伊達安芸定宗からもらったとあるので、定義の元服は、定宗が没する承応元（一六五二）年以前だったことが確定できる。

嫡男の百蔵「尊義」という名乗りは、他に見られず、「頼真」として現在知られている。

宛て人の富塚・遠藤の当時の役職は特定できず、この書類が藩のどの役職に提出されたか、特定できない。



飯坂出雲義此度 御目見被 仰付難有仕合ニ
 奉存候然 先達 苗跡被立下度旨奉願候処ニ
 御取上不被遊候間出雲儀も申上兼候条乍憚親類
 共申上候飯坂桑折御譜代之義ニ御座候而 御文書
 等も所持仕候間写仕指上候出雲儀当年七拾五歳ニ罷
 成右兩苗跡共ニ相禿右之 御文書等も相捨申義
 老衰仕繰々歎ケ敷奉存候条沼部越後実次男
 三九郎四拾七歳ニ罷成候出雲親類ニ御座候間越後
 知行高百三拾四貫四百五拾四文之内三拾貫文右
 三九郎ニ被分下飯坂^ニ成来桑折^ニ成来御憐愍を以申
 躰被相立被下度奉願候當時出雲ニ被下候御合
 力^者其身一代^与被下置候間勿論出雲以後ニも指上
 可申候右之旨不苦義ニ御座候ハ、御前可然様ニ御披
 露奉願候以上

沼部 大炊 重長 (甲)花押
 沼部 越後 重次 (甲)花押
 大浪 太兵衛 重澄 (甲)花押
 石母田清三郎 頼章 (甲)花押
 天童 肥後 定義 (甲)花押

(法量…三四・〇〇×四六・八〇)

仙台藩童家四代目肥後定義を含む親戚衆5名の連署で桑折の名跡の再興を嘆願する文書である。その内容はおおよそ次の通りである。飯坂出雲は、数え年75才で老衰が進んできている。出雲には実子がないので、親類の沼部越後の次男三九郎(47歳)に、実父の知行一三四貫余り(一三四〇石)から三〇貫文(三〇〇石)を分知して桑折の名跡相続を認めてほしい。その場合、出雲がもらっている「合力」(扶持など)を三九郎の知行に加えず、出雲一代限りのものとしたいので、もし差し支えなければ、この旨を「御前」(藩主綱村)に言上してほしい、と結ばれている。

この文書は、一見して、武家文書によくみられる名跡相続願いの一つのようにあるが、通常の願書に見られない点が多い。提出の年月日および宛先という、形式的に必要な記載内容が欠けている。もとよりなかったか、後日、切除されたか不明である。加えて、文書の前段は、墨の二重線で消されている。さらに、原文では出雲の名跡として「飯坂」でも「桑折」でもよいと併記されていたのに、「飯坂」の文字は墨で消され「桑折」の名跡だけに訂正されている。文書は、一旦完成した後に、明らかに何者かの手によって修正の指示を書きいれられていることがわかる。

文書の筆跡は、文末の連署を含め同一のもののようにみられる。連署人の印の下に据えられている「花押(かおう)」という自署は、本来手書きであったが、これらも、木版によるもので本人の自署ではない可能性が高いが、自筆の如何を問わず、本来、提出する清書に据えられるものである。この文書は、下書きであって実際に藩奉行職)に提出されなかった可能性も考えられるが、下書きならば、なぜわざわざ清書のように印と花押を据えたかという疑問も残る。

そこで注目したいのは、文書の前段および結びの字句である。

文書の前段では、藩主綱村への謁見(御目見(おめみえ))を出雲がゆるされたことを契機に、親類衆は、出雲名跡の再興を願ったがこれを取り上げてもえなかつたのである。最初の願書却下で親類一同は、以後、再び出雲のことを願い出ることではできなくなつたこととなつたはずであったが、それでも無礼を顧みず(憚りながら)あえて再度名跡再興の願書を提出することを決意し、この文書を認めたのである。その際、親類を突き動かしたのは、名跡再興の道を断たれたと察した出雲が、桑折・飯坂両家の由緒の証となる文書(例えば、系図や、先祖が伊達家などから与えられた知行安堵状など)を破棄したという、老衰に犯されて絶望の淵に立たせられた一老人の姿であった。武士にとつて自分の家の格式と由緒を証明するものは、先祖が主人や幕府・朝廷などといったより上位の権力・權威から受け取つた文書類であった。出雲が桑折および飯坂家のこれらの文書を破棄したということは、両家の存続を自ら否定したことであり、象徴的行為として自殺に等しいものであった。

桑折・飯坂の両家は、中世伊達家の庶流であり、ともに伊達植宗から政宗の代にかけて、顕著の功績があつた家柄であつた。とりわけ飯坂家は、政宗の長男で宇和島伊達家初代藩主となつた伊達秀宗の生母の実家であつた。本来ならば、どちらの家も問題なく再興を即決されて当然の家柄であつたのに、出雲がここまで絶望の淵に立てられるには特段の事情があつたことは、明白である。

この文書は、交渉の難航を予測して親類衆が文案を練る推敲の過程を書き留めたものである可能性も考えられる。しかし、そうであるならば、なぜ反故紙となつてしまふべき文書が現在まで伝存したか、また、なぜ下書きにわざわざ印と花押を据えるかという疑問が

残る。別の可能性として、この文書は、藩奉行に実際に提出されたが、修正とも却下ともとられる墨跡を入れられ差出人のまとめ役と推定される天童肥後定義に差し戻されたものであるという可能性も考えられる。その過程で、差出人および年月日が削除されたのであろうか。実際に、家臣の日記や天童家などの仙台屋敷留守居役の留帳に、藩に提出したさまざまな願書類がこのように訂正や却下される過程が具体的に書き留められている。

この文書の扱いには不明の点は残るが、結果として、桑折および飯坂家の名跡再興願いは結実しなかった。この文書は年代が欠けているが、飯坂出雲は慶長14（一六〇九）年生まれであったので、数え歳七五歳だとすると、この文書は、天和3（一六八三）年のものであると推定できる。『大日本古文書 家わけ三ノ一 伊達家文書』（東京大学史料編纂所編、東京大学出版会、初版一九〇八年）二二から三〇（17から47頁まで）は、飯坂出雲に破棄されずに藩主の伊達綱村に指し出された桑折家関係の希少な古文書と、それらが伊達宗家に献上された経緯、および桑折家、飯坂家、および天童家と石母田家との姻戚関係が書き留められている。伊達家に伝わる文書は、出雲の遺臣桑折次左衛門は貞享5（九月に元禄に改元、一六八八）年10月仙台にて死去したが、その前の6月20日に、次左衛門が出雲から預かっていた桑折の文書を藩に献上したと、天童淡路（頼真）が元禄11（一六九八）年に証言したと記録されている（同書32頁）。天童家に伝わるこの文書は、前掲の『伊達家文書』にある桑折家文書についての経緯の裏側を、当事者の立場から伝える貴重なものであるといえる。

この文書の内容については以上の通りであるが、そもそも、伊達の庶流であった飯坂家と桑折家と、伊達家からみれば外様である天

童家との接点はどこにあったのであろうか。そして、飯坂と桑折家という二つの名家がこれほどに藩上層部から拒絶された理由は何かあったかという問いの答えの中には、仙台藩初期の家の存続を希う武家に、これらの家と家を繋ぐ女性の役割の重要性、および仙台藩寛文事件の黒い影の姿が垣間見えてくる。

天童家と桑折・飯坂家との関係

天童家と桑折家・飯坂家との関係は、天童重頼兵部の妻窓明院（桑折氏）によって結ばれたものである。

窓明院は、文禄元（一五九二）年に、文禄の役に伊達政宗に従軍して朝鮮国釜山で病死した桑折政長の遺児姉妹の一人であり、母は飯坂宗康の娘であった。男子のなかった政長の名跡存続を図るため、政宗の命により政長の妹を娶っていた石母田景頼の長男重長を窓明院と婚約させ、桑折家の存続を図った。当時、重長は6歳、窓明院は4歳であった。成人して重長と窓明院との間に嫡男国千代（成人して定長のち宗長と名乗る。他に女兒二人も生まれた）が生まれたが、重長は慶長15（一六一〇）年22歳の時に病死した。窓明院は、再び伊達政宗の命により、幼い国千代およびその妹二人を桑折家に残して天童頼澄の養女となって重頼（留守氏）と再婚した。このようにして窓明院を通して天童と桑折家、飯坂家および留守家との姻戚関係が結ばれることになった。二人の間から生まれた娘長岩院は、浦谷伊達（亘理系）家から頼長を入り婿として迎え、天童と浦谷伊達家との姻戚関係が結ばれることになった。

天童家と桑折家との関係は窓明院を通して結ばれたが、桑折と飯坂家との関係には、窓明院の母とその妹によって結ばれていた。桑折政長の妻が、伊達政宗の側室で政宗の長男（宇和島伊達家初代藩主となった伊達秀宗）の母であった飯坂の局の姉であったという縁

により、窓明院は飯坂の局の姪にもあつていた。桑折家と飯坂家との間にこのような縁があつたため、寛永11（一六三四）年に飯坂家の名跡が途絶えた時に、飯坂の局が政宗に懇願した結果、桑折の名跡を廢して窓明院の長男定長（国千代）を飯坂出雲宗長と改名させ飯坂の名跡を継がせることになった。ここに掲げる文書の主人公ともいべき75歳の老人「出雲」とは、まさにこの定長改め宗長のことに他ならない。また、文中に見られる飯坂・桑折の名跡の同一性は、このような由来によるものである。

しかし、飯坂の局の懇願によって飯坂の名跡を継いだ宗長には実子はなく、原田甲斐宗輔の次男仲次郎を養子に迎え名跡の継承を図っていた。原田家と桑折家は、数代にわたり養子と婚姻を重ねてきた間柄であつた。ところが、寛文事件における実父原田甲斐宗輔の罪に連座して、仲次郎は、寛文11（一六七二）年に切腹を命じられ、飯坂家は突如断絶・断種の憂き目にあつた。文中に飯坂出雲に「合力」が下されているとあるのは、家名断絶・知行没収の後に、隠居中の老人となつていた出雲宗長の生活を支えるために、彼の一代限りに助扶持（すけぶち）を藩庫から支給されていたことを語っている。また、飯坂家は言うに及ばず、桑折家の名跡の再興を藩上層部が断じて許さず出雲・親類衆の悲願が頑なに拒まれ続けた事情は、寛文事件の「悪人」とされた原田甲斐の家筋がこの両家に深く絡んでいたことによるという事情も理解できる。両家の運命を決したのは、すでに人びとの記憶から消えかかっていた戦国の乱世における桑折家・飯坂家の輝かしい功績ではなく、直近の「罪状」だったのである。

この一通の願書には、このように「御家・家名」の存続を希い、養子縁組や婚姻を重ねてきた人びとの努力の痕跡と、個々の「家」（桑

折家、飯坂家）を連帯して支える親戚・姻戚（沼部、大沼、石母田および天童家など）の姿が行間から浮かび上がってくる。特に、家名を繋ぎとめる場合には、男系社会とみられる武士の社会で女性が江戸時代初期に果たした役割の大きさも、この文書の背景から読み取ることが出来る。このことは、飯坂出雲宗長および彼の母窓明院に焦点を当てて考えると鮮明に浮かび上がってくる。

家名の断絶を目前にして嘆き悲しむ老人出雲宗長は、母方によって「桑折」の名跡を引き継いでいた。彼の父親重長は「石母田」の嫡男であつたのに、妻の家名を継ぐべく、主君政宗の命により実家を出て桑折姓となつた。しかし、生まれて数え年2歳（現在の1歳）の時に定長（宗長）の父重長が病死し母が天童家の養女となつたため、母とも生き別れになつた。さらに、32歳の時に親との絆である「桑折」の家名を君命により「飯坂」に改められた。実の親の顔を知らないまま育つた出雲は、逆に「家名」にすぎず、自分の精神の拠り所を見いだせなかつたのではないかと推測する。「イエ」のために自分のアイデンティティを幾度ともなく組み替えることを要請される近世武士のこの心性は、「家名」を社会の基本的な単位と考える現代の私たちと大きく異なるものがある。

なお、定長（宗長）に家名断絶の憂き目をもたらした寛文事件の一方の当事者は、涌谷伊達家の当主、伊達安芸宗重であつた。この伊達宗重こそ、涌谷伊達（亙理系）家から天童家に入り婿として入り、定長の異父の妹を娶つた天童頼長に他ならなかつた。そして、寛文事件で江戸において原田甲斐と切り合いになつた「伊達安芸宗重」その者である。運命のいたずらと言う他ないように交差するこの縁は、定長・宗長が家断絶によって受けた傷をさらに深くしたのではないかと想像に難くない。

頼長改め宗重の代わりに天童家を継いだのは、この文書に連署人の一人となっている、頼長の甥にあたる亙理備後の嫡男肥後定義であった（史料8を参照されたい）。定義の妻は、長岩院と頼長との間に産まれた女子で、二人が頼長の実家に戻った時に幼子のまま天童家において行った長女長徳院であった。ここにおいて、この一連の人間模様を結ぶ影の立役者としての窓明院および長岩院の存在の大きさが注目される。なお、多賀城市文化財調査報告書第一―三集『天童家文書Ⅰ』史料37および38として掲載されている天童帯刀と涌谷伊達との間に交わされた、天童帯刀（定義）の二男の養子縁組に関する往復書簡の背景に垣間見られる、孫を溺愛する伊達安芸夫妻（すなわち宗長と長岩院）の姿にはこのような複雑な背景があったと考えると、「イエ」に翻弄されながら生きなければならなかった当時の武家の生の姿の一面が透けて見えるような思いがする。

最後に、連署の親類について簡略に示す。

沼部大炊重長
（二族、一〇〇〇石、江刺郡人首村要害押領『伊達世臣家譜』第壹卷第一輯、一〇四頁）

沼部越後重次

（沼部大炊重長の父）

大浪（波）太兵衛重澄

（召出、六〇〇石、『伊達世臣家譜』第一卷第二輯、四四頁）

石母田清三郎頼章

（二族、一五〇〇石『伊達世臣家譜』第一卷第一輯、一〇頁）

また、前掲の『大日本古文書 家わけ三ノ一 伊達家文書』の他

に、次の参考文献がある。

桑折町史編纂委員会編『桑折町史』第5巻資料編Ⅱ「古代・中世・近世史料」

（一九八七年、六〇〇～六一五頁）史料四九八、四九九

『飯坂盛衰記』

（鈴木省三編『仙台叢書』第六卷、一九二四年、一五～三六頁）

名前	官位 (最上天皇系系図より)	假名	幼名	父母兄弟妻	経歴・その他
1 頼直	延五位下 右京大夫			父：藤上武家 母：六角家の娘 兄：頼直 (最上天皇系) 弟：氏真 (源川氏) 義直 (高橋氏) 義隆 (信田氏)	
2 頼勝	延五位下 平路大輔			父：天童頼直 母：藤原 義長 (上山氏) 頼高 (東御氏) 頼隆 (藤原氏)	病弱に悩まされたことにより、赤痢を患い家を譲がせた。
3 頼泰	延五位下 少部大輔			父：天童頼直 兄：天童頼勝 弟：義長 (上山氏) 頼高 (東御氏) 頼隆 (藤原氏)	特容道治の戦功有り、歌人。
4 頼基 (元)	延五位下 式部大輔				文明年中京多事し、強弓・大刀人。
5 頼氏	駿河守				軍功多し。
6 頼繁 (重)	式部大輔				
7 頼尚	式部少輔				
8 頼道 (彦)	平路少輔				
9 頼長 (因)	式部少輔				
10 頼貞 (定)	右京丞			妻：因分重氏之娘	
11 頼久 (澄)	式部少輔	甲斐		父：天童頼定 母：藤川三河守重基の娘 又社日本国日向見基の娘	
12 重頼	兵部			父：留守政長 母：藤原政長之娘	留守政長次男、天童頼朝に男子がいなかったことから、慶長16年 (1611)、天童家を継ぐ。 寛永2年 (1625) 病死。
13 頼長	信濃			父：伊達安房定宗 兄：天童頼朝の娘 兄：伊達安宗次男	一門諸君頼主伊達安房定宗次男、天童重頼に男子がいなかったことから、寛永2年 (1625)、重頼の跡を継ぎ天童家を継ぐ。 寛永16年 (1639)、高谷伊達家を継いで足立宗実が亡くなったことにより、満仲伊達家を継ぎ、伊達安宗系を名乗る。 寛文11年 (1671)年、幕府若中酒井孫左衛門にて原田伊達宗頼より切られ死す。
14 定義 (頼次)	肥後 右近 藤刀 内記	石蔵		父：五郎重次 母：伊達安宗宗長の娘 妹：藤原宗隆の娘 妹：後藤藤兵衛の娘 妹：藤原藤兵衛の娘	天童頼長の叔父にあたる五郎重次重次之孫子。寛永16年 (1639)、頼長が満仲伊達家を継いだことにより、頼長の跡を継ぎ、天童家を継ぐ。 同年9月因幡前、貞享2年 (1685) 病死。
15 頼真	武略 修理	石蔵 久藏		父：天童頼朝 母：伊達安宗宗長の娘 妹：藤原宗隆の娘 妹：中目黒山田屋之 松久 (奉) 奉化藤門屋貞 妹：小太夫藤原頼朝	延宝5年 (1677) から天明3年 (1683) まで小姓。 貞享2年 (1685)、父定義明死により、家を継ぐ。 元禄4年 (1689) 若年寄。元禄5年 (1689) 大番頭。元禄7年 (1691) 若年寄。元禄11年 (1695)、病氣により若年寄を退く。元禄5年 (1700) 病死。
16 成頼	源三郎 右近			父：天童頼朝 妹：五郎信重の娘	延宝5年 (1704) 小姓。宝永5年 (1708)、父頼朝病死により、家を継ぐ。 宝永6年 (1709) 中次。宝永7年 (1710) 大番頭。正徳5年 (1715) 若年寄。この際、江戸に赴いて参上。
17 頼清	平太夫			父：菅内兵衛重隆 妹：源三土蔵	正徳5年天童成頼に子がいなかったことにより、菅内兵衛重隆三男が天童家を継ぎ、平太夫頼清を名乗る。近習中次、大番頭を担任。
18 頼根	備後 彦三郎			父：天童頼清 母：菅内兵衛の娘 妹：伊藤藤原重隆 妹：藤原内膳重隆	宝暦3年 (1753) 正吉中次、4月後小姓頭兼代。宝暦4年 (1754) 大番頭。天明2年 (1761) 正月3日、山奉行。
19 倫頼	伊予 内膳 久藏			父：天童頼清 母：菅内兵衛の娘 妹：菅内土佐の娘 妹：大町山城の娘 妹：藤原兵衛 高田太夫 兵吉 妹：丹立太夫重隆 菅内兵衛重隆 源氏久兵衛重隆 藤原重隆	安永3年 (1774) 中次。安永7年 (1778) 病氣により辞職。天明4年 (1785) 大番頭。天明7年 (1788) 免職。寛政3年 (1791) 大番頭。寛政5年辞職。
20 常頼	石見介 美濃	源吉 江之吉 有禮吉		父：天童頼朝 母：菅内兵衛の娘 (先妻) 母：菅内土佐の娘 (後妻) 妹：千葉源太夫 妹：井沢右衛門 妹：大町山城 妹：佐刀	寛政5年父に代わり奉仕。寛政8年 (1797) 大番頭。寛政11年 (1799) 父頼朝より家を継ぐ。文化2年 (1805) 尚により辞職。文政6年 (1823) 大番頭に就任。文政7年 (1824) 若年寄。
21 頼益	内記 右近介			父：天童頼朝 母：藤原重隆の娘 妹：大杉武右衛門重隆 妹：松原左衛門重隆	父：天童頼朝 母：藤原重隆の娘 妹：大杉武右衛門重隆 妹：松原左衛門重隆
22 頼宣	貞之助			父：天童頼朝 母：千手堂上 妹：千手堂上 妹：千手堂上 妹：千手堂上	父：天童頼朝 母：千手堂上 妹：千手堂上 妹：千手堂上

※天童家に祀られた系図を基に作成した。系図によっては2代目を頼勝とし、11代目を頼朝としているもの、2代目を頼朝とし、19代目を頼朝としているものがある。
※本表は、『最上天皇系図』及び『源氏天童系図』の内容から、2代目を頼朝として記載した。
また、定義の次代が頼直ではなく、成頼となっているものがあるが、系図全般を再検討すと、史料のほとんどが定義の次代を頼直としている。

＜参考史料＞

『最上天皇系図』『源氏天童系図』『藤原藤原系図』『三代頼朝傳書』『伊達徳家通稱編』

表 天童氏歴代

天童氏の過去帳

36 御曆代 (No. 00627)

御曆代

慶長十四(西)正月十一日

一 青龍院殿陽山松公居士

行年七十八卒去
実名景廉

慶長十六(亥)六月十一日

一 寶國寺殿前甲州太守保巖玄柳大居士

源頼澄公
四十四歳卒去

天正十四(丙)正月八日

一 繁林院殿昌室壽栄大姉

天童甲州公
奥方

寛永二(乙)丑三月二十九日

一 長松院殿雲山宗昇大禪定門

天童兵部
重頼
三十一歳

寛永十二(乙)亥十二月晦日

一 窓明院殿華屋藤涼大禪定尼

天童兵部
重頼
室

(法量…二九・四cm×二五・二cm)

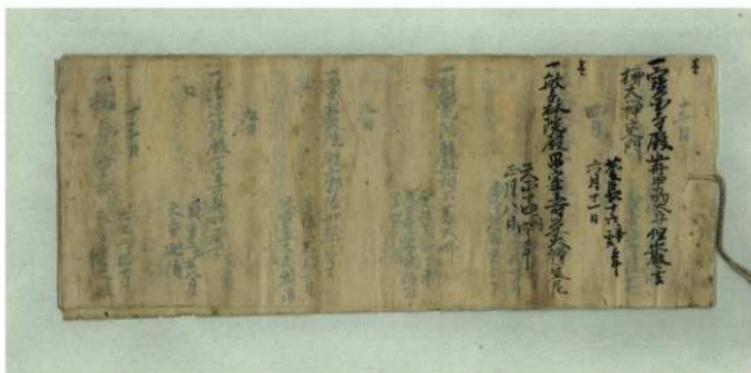




37 (御曆代) (No. 00654)

- 一 清凉院殿一空真如居士 貞享二乙丑八月九日
- 一 長德院殿光嵩智照大師 貞享二乙丑十一月二十九日
- 一 賢巖院殿竹翁貞節居士 宝永五戊子十月十七日
- 一 常春院殿洞雲自釈大師 元文三戊午七月晦日
- 一 實相院殿一峰了義居士 正徳五乙未十一月二十四日
- 一 圓光院殿龍室妙珠大師 正徳三癸巳十月十四日
- 一 聖巖院殿廓法如然居士 享保二乙卯七月八日
- 一 保壽院殿智玄妙慧大師 天明七丙辰
- 一 操松院殿鐵富宗貞居士 寛政元己酉十一月十五日
- 一 琴章院殿觀室妙音大師 文化四丁卯二月二十四日
- 一 慈雲院殿東海潛龍居士 文政二卯十一月二十七日
- 一 心鏡院殿圓覺常光大姉 寛政九癸卯九月十九日
- 一 法隆院殿受岳宗戒居士 文政八乙酉七月十三日
- 一 明覺院殿無相不著大師 寛政十二甲十一月四日
- 一 昌壽院殿貞室妙松大師 文政十二乙二月十六日

- 天童肥後
- 天童肥後 室
- 天童淡路源性
- 天童淡路守 室
- 天童右近源 成頼
- 天童右近 成頼室
- 天童平太夫 頼清
- 天童筑後母 七十三歳卒
- 天童備後源 頼根
- 天童備後 六十歳
- 天童備後 室
- 天童内膳 斯波倫頼
- 天童内膳 室
- 天童右近介 常頼
- 天童右近介 常頼
- 天童右近介 常頼室



38 (天童氏過去帳 日めくり) (No. 00628)

巻

一 寶国寺殿前甲州大守保巖玄
柳大禪定門

慶長十六年

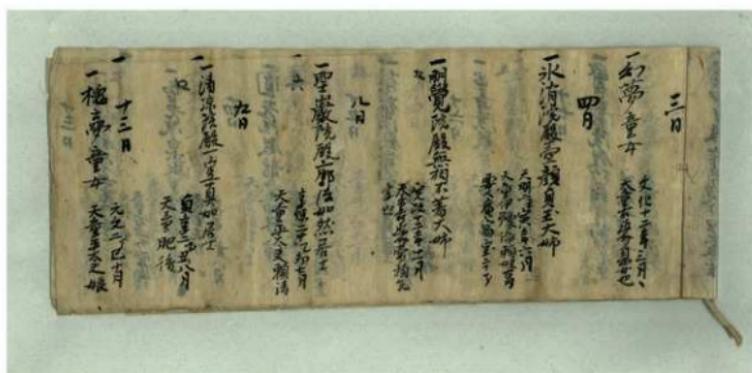
六月十一日

巻

一 繁林院殿昌室壽栄大禪定尼

天正十四年

正月八日



三日

一 幻夢童女

文化十二年三月
天童右近介息女也

二月

一 幻夢童女

文化十二年三月
天童右近介息女也

四月

一 米消院殿壺顏貞玉大姉

天明二年六月
天童伊豫倫頼妹古内
要人廣富室二十才

一 米消院殿壺顏貞玉大姉

天明二年六月
天童伊豫倫頼妹古内
要人廣富室二十才

九

一 明覺院殿無相不著大姉

寛政十二年十一月
天童右近介常頼先
妻也

八月

一 聖巖院殿廓法如然居士

享保二十七年七月
天童平太夫頼清

八日

一 聖巖院殿廓法如然居士

享保二十七年七月
天童平太夫頼清

六

一 清涼院殿一空真如居士

貞享二年八月
天童肥後

九日

一 清涼院殿一空真如居士

貞享二年八月
天童肥後

一 清涼院殿一空真如居士

貞享二年八月
天童肥後

四

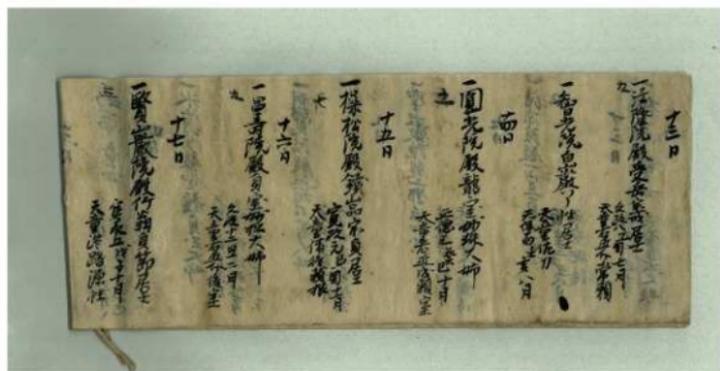
一 槐夢童女

元文二年十月
天童平太夫娘

十三日

一 槐夢童女

元文二年十月
天童平太夫娘



十三日

一 法隆院殿受岳宗戒居士

九 文政八^{丁酉}七月

天童右近介常頼

一 智光院白巖了性居士

天童佐刀

天保十四^{壬申}八月

十四日

一 圓光院殿龍宝妙珠大姉

五 正徳三^{癸巳}十月

天童右近成頼室

十五日

一 操松院殿鐵嘉宗貞居士

七 寛政元^{己卯}十一月

天童備後頼根

十六日

一 昌壽院殿貞室妙松大姉

九 文政十二^丑二月

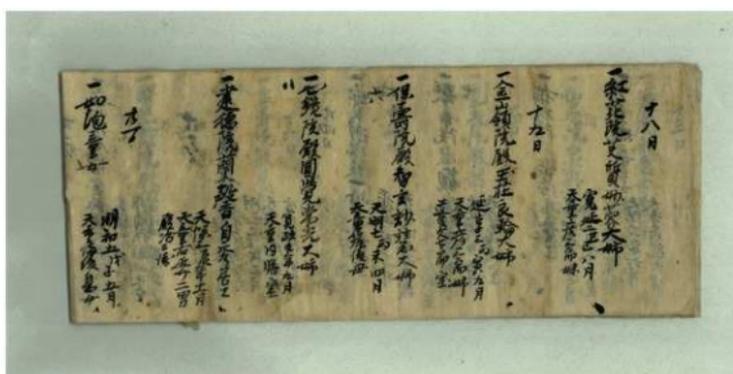
天童右近介後室

十七日

一 賢巖院殿竹翁貞節居士

三 宝永五^{戊子}十月

天童淡路源性



十八日

一紅花院美質妙蓉大姉

寛延二_巳八月
天童彦三郎妹

十九日

一金嶺院殿玉莊良輪大姉

延享三_丙九月
天童彦三郎姉
遠藤文七郎室

一保壽院殿智玄妙慧大姉

天明七_丙四月
天童筑後母

一心鏡院殿圓覺常光大姉

寬政九年九月
天童内膳室

一建徳院蘭馨自秀居士

天保三_寅年十一月
天童右近介二男
殿治兵衛

二十日

一如泡童女

明和五_戌五月
天童備後息女

十八日

一紅花院美質妙蓉大姉

寛延二_巳八月
天童彦三郎妹

十九日

一金嶺院殿玉莊良輪大姉

延享三_丙九月
天童彦三郎姉
遠藤文七郎室

六

一保壽院殿智玄妙慧大姉

天明七_丙四月
天童筑後母

八

一心鏡院殿圓覺常光大姉

寬政九年九月
天童内膳室

廿一日

一如泡童女

明和五_戌五月
天童備後息女



廿二日

一安心院殿開室妙得大姉

享保十六年二月

保壽院殿妹天童

筑後母 黒沢要人室

廿三日

一玉璣院自含光性大姉

明和三年三月

天童備後室姉

宮内因幡室也

廿四日

一實相院殿一峰了義居士

正徳五年十一月

天童右近源成頼

一琴章院殿觀室妙音大姉

文化四年二月

天童備後室

一梅林院正岳淨香童子

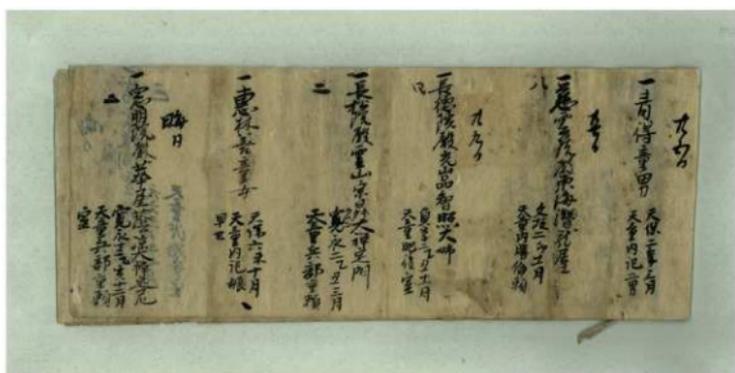
享和元年七月

天童右近介子息

一了無童子

天保十一年六月

天童内記六男



九月

一 青得童男 天保二年三月
天童内記二男

廿五日

一 慈雲院殿東海潛龍居士
天童内記二男

廿七日

九月

一 長徳院殿光嶺智照大姉
貞享二年十一月
天童肥後室

廿九日

一 長松院殿雲山宗昇大禪定門
寛永二年三月
天童兵部重頼

二

一 惠林善童女 天保六年十月
天童内記娘
早世

晦日

一 窓明院殿華屋蔭涼大禪定尼
寛永十二年十二月
天童兵部重頼
室

二



一 常誓院殿洞雲自積大師
晦日
 三 元文三 年七月
 天童淡路守室

(法量…一・二・八 cm × 三・三・四 cm 四紙)

解説

天童家の先祖の命日を、月日ごとに整理した帳簿である。先祖の命日を管理するという目的で作成されたものであるが、藩が嫡男系中心に編さんした公式の系図類で知ることができない、女性や子供の存在を確認できる貴重な記録である。

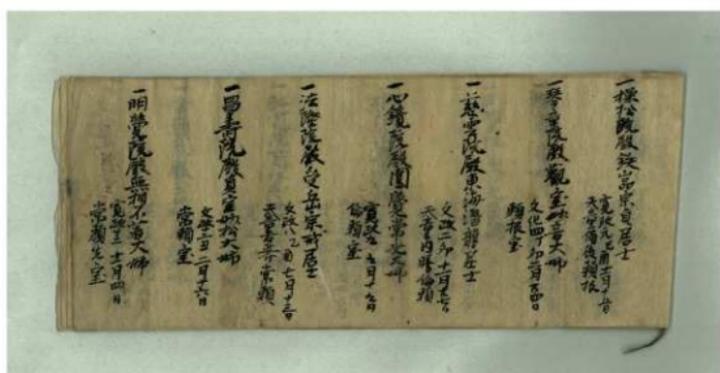


39 (天童氏過去帳) (No. 00629)

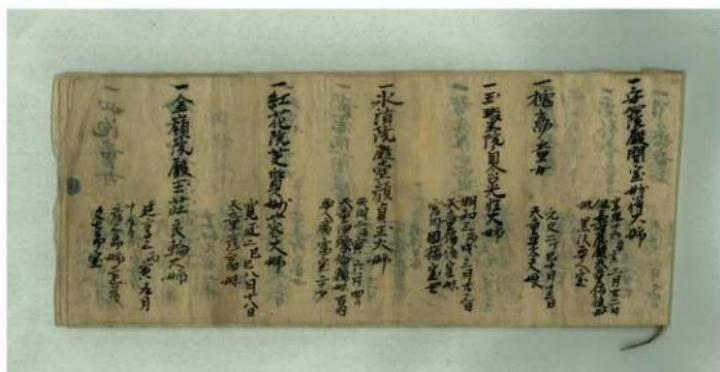
- 一 寶國寺殿前甲州大守保巖玄柳
大禪定門 慶長十六年
六月十一日
- 一 繁林院殿昌室壽榮大禪定尼
天正十四年
正月八日
- 一 長松院殿雲山宗昇大禪定門
寬永二年三月
廿九日
天童兵部重頼
- 一 窓明院殿華屋藤涼大禪定尼
寬永十二年十二月
晦日
重頼室
- 一 賢巖院殿竹翁貞節居士
宝永五年十月十七日
天童淡路源性
- 一 常昏院殿洞雲自積大姉
元文三年七月晦日
淡路守室



- 一 清涼院殿一空真如居士
貞享二^乙 丑八月九日
天童肥後
- 一 長德院殿光嘉智照大姉
貞享二^乙 丑十一月廿九日
肥後室
- 一 實相院殿一峰了義居士
正德五^乙 丑十一月廿四日
天童右近源成賴
- 一 圓光院殿龍宝妙珠大姉
正德三^癸 巳十月十四日
成賴室
- 一 聖巖院殿廓法如然居士
享保二十^乙 卯七月八日
天童平太夫賴清
- 一 保壽院殿知玄妙慧大姉
天明七^丙 丑四月十九日
賴清室



- 一 操松院殿鉄山宗貞居士
寛政元巳十一月十五日
天童備後頼根
- 一 琴章院殿觀室妙音大姉
文化四丁卯二月廿四日
頼根室
- 一 慈雲院殿東海潜龍居士
文政二卯十一月廿七日
天童内膳倫頼
- 一 心鏡院殿圓覺常光大姉
寛政九 九月十九日
倫頼室
- 一 法隆院殿受岳宗戒居士
文政八乙未七月十三日
天童右近介常頼
- 一 昌壽院殿貞室妙松大姉
文政十二丑二月十六日
常頼室
- 一 明覺院殿無相不著大姉
寛政十二 十一月四日
常頼先室



一安心院殿開室妙得大姉

享保十六^辛二月廿二日
 保壽院殿天童備後母
 妹 黒沢要人室

一槐夢童女

元天文二^丁巳十月十三日
 天童平太夫娘

一玉璣院自含光性大姉

明和三^丙三月廿三日
 天童備後室妹
 宮内因幡室也

一水消院殿壺顏貞玉大姉

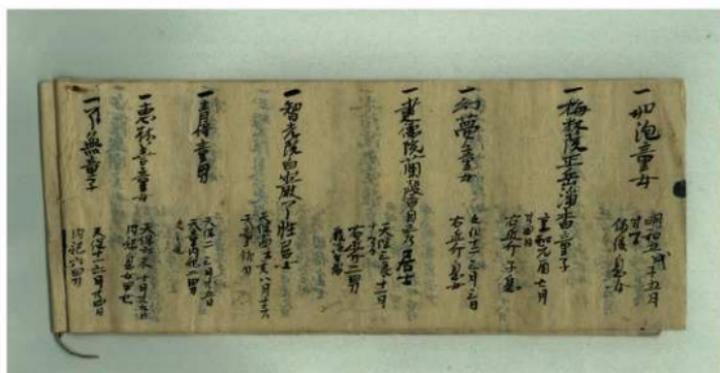
天明二^壬六月四日
 天童伊豫倫頼妹古内
 要人廣富室二十才

一紅花院美質妙蓉大姉

寛延二^巳八月十八日
 天童彦三郎妹

一金嶺院殿玉莊良輪大姉

延享三^丙九月
 十九日
 彦三郎姉遠藤
 文七郎室



一如泡童女

明和五^改五月
廿一日
備後息女

一梅林院正岳浄香童子

享和元西七月
廿四日
右近介息子

一幻夢童女

文化十二 三月三日
右近介息女

一建徳院蘭馨自秀居士

天保三辰十一月
十九日
右近介二男
殿治兵衛

一智光院白藏了性居士

天保十四^手八月十三日
天童佐刀

一青得童男

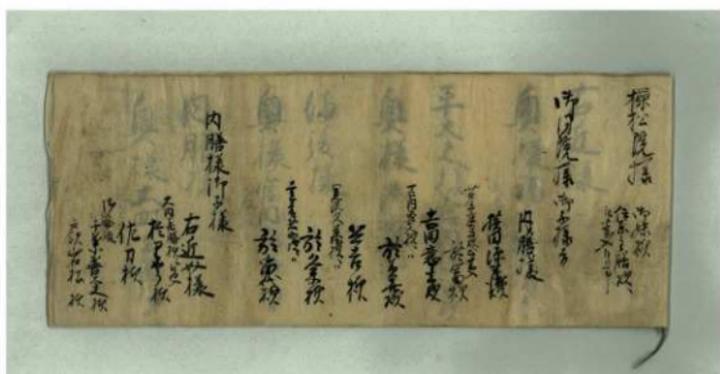
天保二 三月廿五日
天童内記二男
久之進

一惠林善童女

天保六未十月廿九日
内記息女早世

一了無童子

天保十一六月廿四日
内記六男



操松院様

御妹妹様

伊東主膳様へ

被為人候事

御同院様御子様方

内膳様

横田源兵衛様

舟立庄五二門様へ被為人

於富様

吉田意玄様

吉内要人様へ

於美喜様

兵吉様

黒沢久兵衛様へ

於糸様

道御助助様へ

於香代様

内膳様御子様

右近介様

大内喜膳様へ被為人

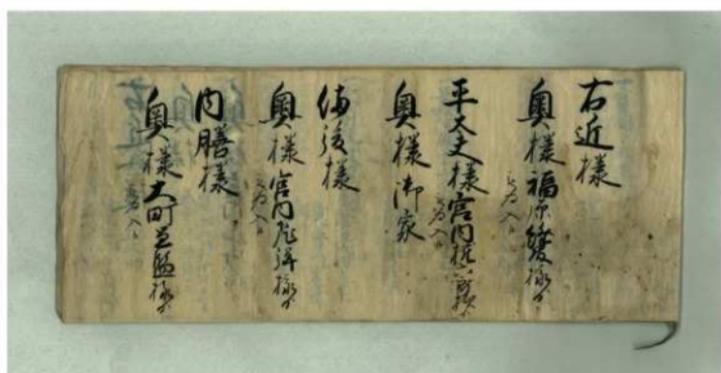
於りやう様

佐刀様

御妾殿

千葉善太夫様

戸沢岩松様



右近様

奥様福原縫殿様より

被為入候

平太夫様宮内権六郎様より

被為入候

奥様御家

備後様

奥様宮内飛騨様より

被為入候

内膳様

奥様大町将監様より

被為入候



右近介様

奥様

奥様宮内飛騨様より

被為入候

(法量…一三・〇cm×三三・九cm 四紙)

解説

前掲の「御歴代」に記されている先祖を、おおよそ没年の順に書き換えた帳簿である。内容は「御歴代」とは基本的に共通であるが、いくつかの相違もある。「御歴代」の最初にある青竜院殿影兼（慶長14年没）の記載がないこと、文末に「操松院様」（頼頼）および「内膳様」（常頼）の子供の名前と嫁ぎ先・養子先が書かれている所が大きく異なる。

なお、この二つの帳簿を合わせて読むと、天童家の人びとの命日が書きつられているのに、他家に嫁いだ娘の名前までが書かれていることが注意を引く。玉璣院自含光性大姉、水消院殿壺顔貞玉大姉、など、没年が18世紀後半以降の女性である。逆に、実子がなかった二代目重頼から天童家を継承する上で重要な役割を果たした娘・長岩院と、その婿養子である頼長（ともに頼長の実家浦谷伊達家に戻って継ぐ。前出史料35を参照）は、含まれていないことが目を引く。天童家を「離れた」人物についての扱い方が、時代が下るにしたがって変わってきていたことを示唆する。



40 (系譜) (No. 00650)

操松院殿鐵岩宗貞居士

備後様御法名

御兄弟

御姉様伊東主膳様へ

被為人候事

鐵岩様御子様方

慈雲院殿東海潛龍居士

内膳様御法名

御兄弟様方

御妹於富様芦立章治へ

被為人候事

横田源兵衛様

御法名無之

一乘皆空信士

吉田意玄様御法名

天明二五六月四日

水消院殿壺顔貞玉大姉

於みき様御法名

古内要人廣富室二十歳

本覺了秀居士

兵吉様御法名

於象様黑澤平左衛門様へ

被相入候事

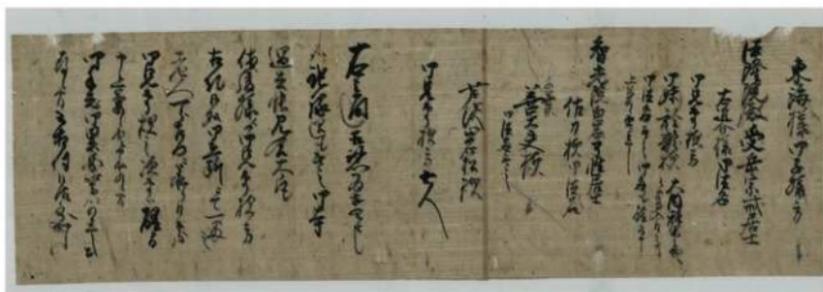
御法名無之

於香代様 遠藤惣助様へ

御妹 御妹 被為人候事

御法名無之

御兄弟様方八人



東海様御子様方

法隆院殿受岳宗戒居士

右近介様御法名

御兄弟様方

御妹於龍様大内雅楽之助へ

被為入候事

御法名無之御名も暁与申

上兼候由ニ在之

智光院白岩了性居士

佐刀様御法名

千葉

善大夫様

御法名無之

芦沢岩松様

御兄弟様方七人

右之通相認為相書申候

処記録も無之御寺

過去帳見合大凡

備後様より御兄弟様方

相札候処御在所にて一番之

老人一郎左衛門ニ承り候処

御兄弟様之次第八疋与

申上兼候由ニ申聞候間

御手元御累図等ニハ可在之と

存候間被相任候様可被成候

仙台藩天童家八代目備後頼根から三代（倫頼・常頼）までの当主の法名・命日の他に、それぞれの兄弟・子どもを、他家に養子・嫁として出た者を含めて、判明できた範囲内でその法名をも書き上げたものである。ただし、当主の正室の記述はない。

文末の「右之通相認」以下の文意から考えると、この史料は、天童家代々の過去帳がある「在所」八幡村にある菩提寺の過去帳を調べ、かつ、「在所」の最長老の「二郎左衛門」を訪ねて、八幡村の留守を預かる家老などの手によって作成されたものであると推測する。一般的には、天童家のような一〇〇〇石級の家臣の生活基盤は、仙台屋敷におかれていたものと考えられるが、天童家のように在所に菩提寺をもち、かつ在郷屋敷が仙台に極めて近い場合には、当主以外の家族構成員の命日・法名は在所の菩提寺に記録され、かつ、家族員の各個人も「二郎左衛門」のような在所の住民によってある程度記憶されるような関係が成立していたということがこの史料作成の背景にあるようにみえる。しかしながら、この史料の結びでは、在所では最終的には当主の家族関係を十分に把握しきれないので、「御手許御累図等」すなわち仙台屋敷に詳細があるはずなので、明な分についてはそちらに任せると結んでいる。仙台屋敷と在所と、当主の家族関係のありようがかすかに透けて見える貴重な史料であるが、それと併せて、この史料作成時（常頼は文政8年11月25年没）になって天童家がそれまで作成してこなかったと推察されるような史料、すなわち当主とその子どもたちの法名の把握になぜ乗り出したか、不明である。

伊達家關係文書

41 種宗君御書簡 (No. 00612)

種宗君御書簡

但上山義房遠慮之後
被遣候也

(二五・二 cm × 二八・二 cm)



解説

種宗(たねむね)(一四八八〜一五六五年)は、伊達家一四代の当主で伊達政宗の祖父にあたる。家督を継いだ永正11(一五14)年、奥州探題最上義定を破り最上家を影響下に置いた。それに反旗を翻すようになったのが、天童家の分家で上山城主の上山義房(永正17年〜一五二〇年没)であった。

この包み紙にあった書状が江戸時代まで存続していたと考えられるが、現存しない。

嚴有院様御代御判物之寫

陸奥國桃生牡鹿登米磐井本吉

氣仙膽澤賀美玉造栗原志田
遠田刈田柴田伊具直理名取宮城
黒川江刺武拾郡并宇多郡之内以上
六拾万石常陸國信太筑波河内三郡内
壹万石余近江國蒲生野洲兩郡之内
壹万石都合六拾貳万石余別領之事
内三万石伊達兵部大輔三万石田村右京亮
可進退之残五拾六万石余宛行之訖
全可領知之状如件

寛文四年四月五日御書判

松平龜千代の

嚴有院様御代御判物之寫

陸奥國桃生牡鹿登米磐井本吉

氣仙膽澤賀美玉造栗原志田

遠田刈田柴田伊具直理名取宮城

黒川江刺武拾郡并宇多郡之内以上

六拾万石常陸國信太筑波河内三郡内

壹万石余近江國蒲生野洲兩郡之内

壹万石都合六拾貳万石余別領之事

内三万石伊達兵部大輔三万石田村右京亮

可進退之残五拾六万石余宛行之訖

全可領知之状如件

寛文四年四月五日御書判

松平龜千代との

(法量…三〇・一 cm × 三九・二 cm)

解説

「嚴有院」とは、四代将軍徳川家綱のことである。寛文4(一六六四)年に将軍家綱から松平龜千代(後の綱村)に与えられた判物の写しである。この文書の原本は、伊達家文書に伝わるが、伊達家の一家臣である天童家になぜこのような文書の写しが伝わるのか、不明である。

当將軍御判物之寫

43 当將軍（綱吉）様御判物之寫 (No.00614)

当將軍様御判物之寫

陸奥國桃生社鹿登米磐井本吉氣仙
 膽澤賀美玉造栗原志田遠刈田柴田
 伊具亘理名取宮城黒川江刺武拾郡并
 宇多郡之内九箇村常陸国信太郡之内拾
 三箇村筑波郡之内四箇村河内郡之内龍ヶ
 崎村近江国蒲生郡之内拾八箇村野洲郡之内
 式箇村高六拾貳万石余（事内三万石）
 田村右京大夫可進退之残五拾九万石余宛行
 之訖全可領知之状如件

貞享元年九月廿一日綱吉公御書判

仙壹少將殿

貞享元年九月廿一日綱吉公御書判

仙壹少將殿

(法量…三〇・〇cm×三九・五cm)

解説

貞享元（一六八四）年、徳川綱吉から四代藩主伊達綱村に与えられた判物の写しである。家臣である天童家にこのような史料の写しが伝わる理由は、不明である。

44 (良邑所持の判物写の包み紙) (No.00641)

天童淡路様 伊達六郎

丁亥五月三日良邑持置之

〔欠〕 形様被遊御拝領候御領知之
〔欠〕 判物之写 式通

(法量…三四・一cm×二五・八cm)



解説

難読な文書であるが、天童家文書の内容を理解する上で極めて重要な史料である。「良邑(よしむら)」とは、五代藩主伊達吉村のことと考える。「丁亥」の干支に当たる年は、宝永4(一七〇七)年で、吉村が襲封した元禄16(一七〇三)年から4年後であり、仙台藩天童家五代目淡路頼真が死亡する前年である。「形様」とは屋形様一すなわち吉村を指し、彼がもっている(將軍発給の)領知判物二通の写しを伊達六郎が天童淡路(頼真)に送った、という文意の包み紙である。この判物二通とは、前掲の史料42・43に違いあるまい。「伊達六郎」とは、吉村の実弟である宮床伊達家当主の村典のことである(『伊達世臣家譜』第一巻第一輯二〇頁)。頼真が伊達本家の將軍判物の写しを吉村の実弟に頼んだ動機や理由を示唆する手掛かりは何もないが、頼真が伊達本家関係の資料をいろいろ収取していたことを示す重要な証拠となる。



45 (伊達政宗より天堂殿宛書状)

如來章之改年之吉

慶猶更不可有休期候

因之二樽肴被相越候

千秋万歳目出珍重二候

自是も為祝儀小袖一重

進之候真実以亀鶴

之表一儀計候儀

賀期永日之時候恐々

謹言

正月九日 政宗 (花押)

天堂殿

(法量…一九・四cm×四六・〇cm)

未発表の政宗書状である。「天堂殿」宛てとなつてゐるものの、この書状の伝来を考えると、「天童」の当て字であると考へても差し支えない。

書状の内容は、年初の祝いに天童の当主が政宗に（酒）樽と肴を献上した返礼に、政宗が「小袖」を贈つたことを記す、正月儀礼の一端を示すものである。この内容自体は、よくあるものであるが、この書状に含まれるもつとも重要な情報は、政宗の花押という署名の形にあるものであろう。

政宗は、通信相手の身分・立場によつて花押を使い分けていただけでなく、花押の形も年代とともに変化させた。この書状に付されている花押の特徴からして、天正17年のもので、政宗が重臣に対して使つていた花押であることが特定できる（註1）。すなわち、この書状の宛て人である「天堂殿」（天童殿）とは、天童頼澄のことであり、天正17（一五八九）年正月までに彼がすでに政宗の家臣になつていたことが確定できる。

これまで天童頼久（頼澄）が伊達政宗の家臣となつたことをしめす証拠として知られたもつとも早い記録は、『貞山公治家記録』巻之十二・天正一八年正月一三日条の「天童三郎頼久御礼トシテ参上セラル、并ニ安積郡ノ輩参上ス（後略）」（註2）というものであったが、遅くともこれより一年も早く頼久（頼澄）が政宗の家臣となつていたことが確定できる。

なお、『貞山公治家記録』の記述は、頼久（頼澄）が政宗への正月の拝礼に安積郡の「輩」（地侍）を伴つていたことをしめすものとして読むことができる。この解釈が妥当であるならば、天正18（一五九〇）年時点で頼久（頼澄）が安積郡の地侍を寄子として政

宗から預けられ、旧領の天童から逃れるときに失つた家臣の不足をこのような形で政宗から手当されていたことを示すと考へられる。

また、この史料解釈は、頼久（頼澄）が遅くとも天正16（一五八八）年までに（現）福島県郡山市・二本松市周辺で軍事的行動をしてきたことを暗示する政宗書状の写し（多賀城市文化調査報告書第一一三集『天童家文書1』一五八〇一六〇頁）の内容とも符合する。これら断片的な情報を繋ぎ合わせると、頼久（頼澄）は、天正12（一五八四）年に国分氏を頼つて宮城郡に落ち延びてから、遅くとも天正15（一五八七）年までに、頼久（頼澄）が伊達政宗の信頼を得て安積郡の地侍を預けられ、白石宗実と一緒に田村領の攻略で大きな役割を担つており、その内容は、「隠密」とされるようなものであつた、という姿が垣間見えてくる。しかし、藩家臣の家譜を収めた『伊達世臣家譜』に掲載されている天童家系図にはこのような経過は一切書き留められておらず、頼久（頼澄）の政宗への臣従の時期すら明確に記されていない。頼久（頼澄）時代の文書で彼の活動を分かりやすく伝える文書が天童家に伝わらないことに加え、頼久（頼澄）から四代後の定義の代までの間の天童家の直系の断絶と度重なる入嗣により、頼久（頼澄）についての具体的な情報が伝わらなかつたことによるものであろう。

註1.. 仙台市博物館資料室長の菅野正道氏のご教示による。

註2.. 平重道編集『仙台藩史料大成 伊達治家記録』一（仙台市文堂、一九七三年）五九八頁。

46 東光寺殿三百年忌追善三十首続歌 (No. 00613)

応永十二年乙酉年逝去

東光寺殿三百年忌追善三十首続歌

朝霞 中院中納言

通判

へたてゝハとをきむかしの春も又
よのまの夢と今朝かすむらし

夜夢 左中将前陸奥守

綱村

うつの山うつゝの今や夜の夢
月にともなふむかしのミかは

懐旧 左少将

吉村

みぬ世までさらにそしるふ百とせの
秋をも三たひけふはかそへて

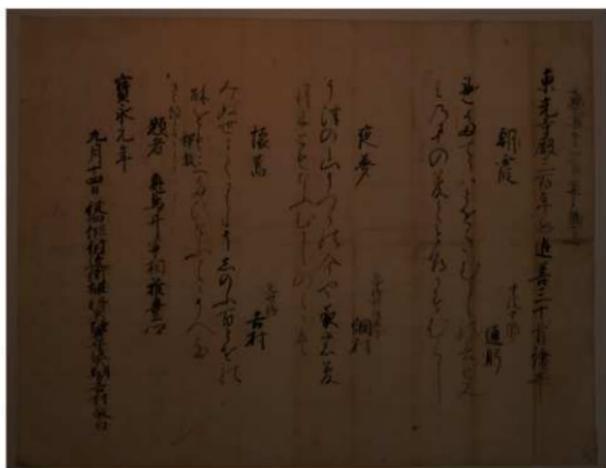
釈教

きゝ得たる・・・・

題者 飛鳥井宰相雅豊卿

宝永元年

九月十四日從四位下行左近衛權少将兼陸奥守藤原朝臣吉村敬白



(法量…三二・三 cm × 四二・八 cm)

東光寺殿とは、応永12（一四〇五）年に53歳で没した伊達家九代大膳太夫政宗（初代政宗）のことである。

中院（なかのいん）中納言通躬（みちみ）（一六六八〜一七四〇年）は、江戸時代の公家・歌人であった。元禄5（一六九二）年に中納言に昇進している。

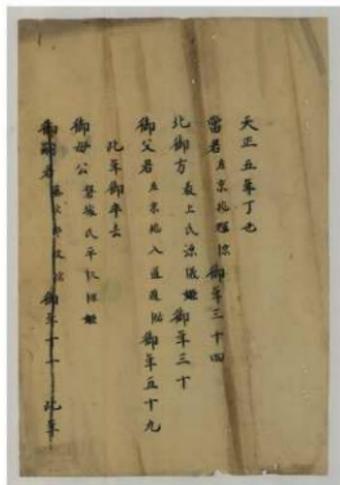
綱村は、四代藩主で在世は万治2（一六五九）年〜享保4（一七一九）年であった。

吉村は、五代藩主で在世は延宝8（一六八〇）年〜宝暦元（一七五一）年であった。元禄9（一六九六）年に將軍徳川綱吉の偏諱を賜っている。

飛鳥井宰相雅豊（まさとよ）（一六六四〜一七二二年）は、江戸時代前期の公家・歌人であった。元禄14（一七〇二）年に宰相（参議）に昇進している。

このような史料が天童家に伝わる理由は不明であるが、歌人として評価が高かった綱村・吉村の作風を勉強するために、家臣が書き写したものと思われる。大名の高いレベルの教養を家臣たちが見習おうとして、このような手本をお互いに貸し借りして歌道を勉強していたものと推測される。

『伊達治家記録』 異本



天正五年丁丑
 當君左京兆輝_宗御年三十四
 北御方最上氏源_義姬御年三十
 御父君左京兆入道_祐御年五十九
 此年御卒去
 御母公磐城氏平_{久保}姫
 御嗣君藤次郎政_宗御年十一 此年

(法量…三二・一 cm × 二〇・八 cm)

御元服

正月壬寅大

七日乙未御佳例御連歌アリ

賦何木連歌

雪ノ花フル手ニタマルナツ葉哉 道祐

ナツサヒキツル梅カ香ノ春 光仁

百千鳥軒端ツ、キノ山カケテ 輝宗

(法量：三二・一 CM × 二四・七 CM)



御元服

五月壬寅大

七日乙未御佳例御連歌アリ

賦何木連歌

雪ノ花フル手ニタマルナツ葉哉 道祐

ナツサヒキツル梅カ香ノ春 光仁

百千鳥軒端ツ、キノ山カケテ 輝宗



廿九日甲戌 天氣好長沼ヨリ片倉以
休齋罷歸ル

49 (長沼より片倉以休齋歸る) (No. 00635)

廿九日甲戌 天氣好長沼ヨリ片倉以
休齋罷歸ル

(法量・三〇・八CM×四三・二CM)



50 (合戦の状況) (No. 00633)

本意ヲ遂クル程ノ合戦ハ叶フマ
シ小勢ヲ以テ攻懸ラハ敵勇進テ
打出ン時ニ失軍ヲ些トスルマネ
ヲシテ支兼タル体ニモテナシ川
原マテオヒキ出シ勢ヲ三手四手
ニ配リ関ヲ作懸テ大勢無二無三
ニ攻付ケ討捕ル歟左ナクンハ防
兼テ引退カン所ヲ付焼散シ是ヲ
今度ノ手持ニスヘシトソ仰セラ
ル江南尤ト申シケレハ先小勢ヲ
出サル身方手痛ク戦ヘハ伊達勢
敗レテ数多討捕ル其大將ノ首ヲ
濱尾近内討取リケル北クル兵ヲ
追テ大黒石坂ノ下マテ追返シ暫

四十六

(法量：三〇・九cm × 四三・二cm)

51 (大崎葛西一揆の節雑説)

(No. 00624.00625)

寺西筑後守殿

岩井丹波守殿

先年大崎葛西一揆退治ノ節雑説ノ
レアリ蒲生飛騨守殿氏郷ト 公出
入ノ義出来アリ天正十九年春御上
洛成サル、処ニ 大閣御僉議ニテ
公御難義ニ及ハル、由世間ニテモ

寺西筑後守殿

岩井丹波守殿

先年大崎葛西一揆退治ノ節雑説ノ
レアリ蒲生飛騨守殿氏郷ト 公出
入ノ義出来アリ天正十九年春御上
洛成サル、処ニ 大閣御僉議ニテ
公御難義ニ及ハル、由世間ニテモ

其説アリ御家ニモ略言伝ルトイヘ
トモ 閔白御生害ノ時ノ事ニ紛タ
ルト見ヘタリ天正十九年八尾州清
須ニ於テ公 大閣へ 御目見一段
御懇ノ義ニテ御上洛アリ 大神君
ニモ殊ノ外御取持アリテ御首尾宜
クアリシ也此年湯目民部景康

自伝自伝の記一

自伝自伝の記一

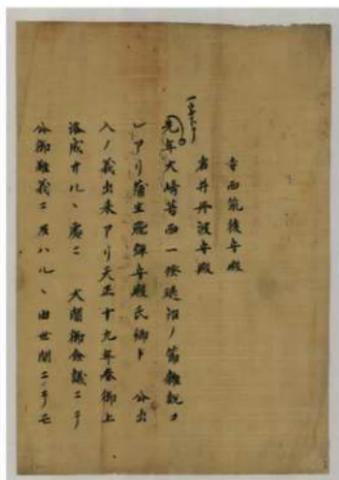
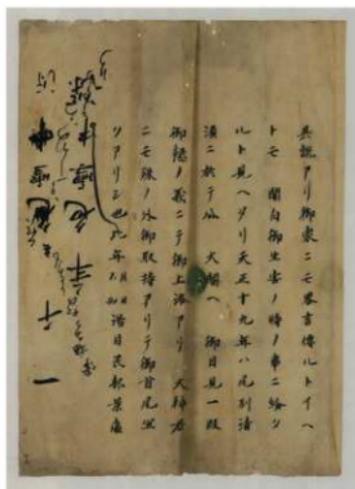
梁中書切由

十一

梁中書切由

十九

(法量…三一〇cm×二一・八cm 二紙)



52 (家康羽州奥州へ出陣) (No. 00621)

嵐田次郎吉

奇特天下之御外聞尤ニ候然ハ最
前ヨリ如仰出候爲御仕置尾州中
納言殿家康御出陣計候被仰談出
羽奥州果端々迄被入御念御置目
等儀堅可被仰付之由候恐惶謹言
猶以淺彈ヨリ被入御精御忠節趣
具被申上候炎天之節御苦勞察存



亘

(法量・三一・三CM×四三・一CM)

53 (文祿三年) (No. 00618)

伊達氏十六世貞山大居士治家記録
卷之 諸臣等因 君命謹纂

文祿三年甲午

当君從五位下侍從兼越前守政宗御

年二十八

北御方田村氏坂上日子一姫御年二十

七

御母公最上氏源義能御年四十七

御祖母公盤城氏平石保一姫

御曹司君一五郎御年四

正月丙寅大

元日庚辰京都聚楽御屋形二於テ祝

儀アリ

兵五郎殿磐出山御城二御座又



(法量：三〇・八cm×四二・〇cm)

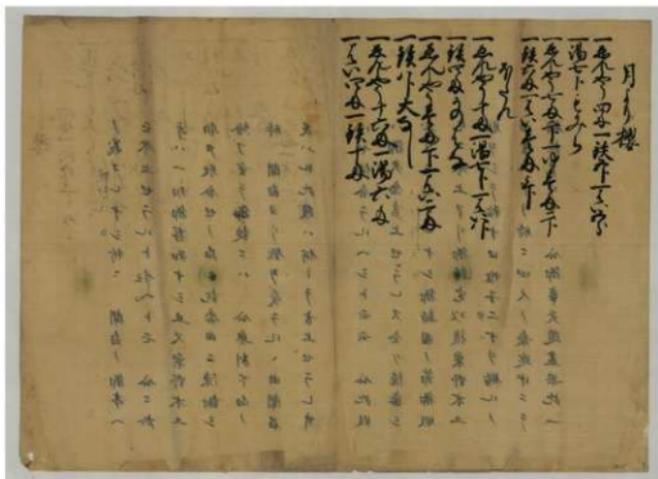


54 (公奥州下向の事) (No. 00622)

(表)

是ナシ
 ノ義中^{集七}レナシ折々。 関白ノ御亭へ
 モ参上セラルトイ^云トモ。 公ニ於
 テハ一切御存知ナシ且又栗野木工
 助力取合セノ品々訖委曲ニ陳謝シ
 給フ重テ御詫ニハ。 公奥州下向ノ
 時。 関白ヨリ餞ヲ受ラル、由聞召
 及ハル此段ハ何トテ言上セラレサ
 ルヤ仰分ラルヘシト云云。 公此段
 ハ御失念言上セラレス全ク隠密シ
 玉フニ^{アラス}コレナシ御帰国ノ節御暇
 乞ニ参上アリ御掃宅以後栗野木工
 助ヲシテ鞍十口帷子二十ヲ賜ルノ
 由言上アリ時ニ四人ノ衆途中ニテ
 相談アリテ。 公御事天道尽果此一

(法量) 三二・〇 CM × 四二・四 CM



(裏) (花火調合法)

月より桜

- 一 えんしやう四匁一鉄五分一はい五分
- 一 湯七分もみち
- 一 えんしやう七匁二分一ゆ老匁二分
- 一 鉄六匁一はい老匁三分
ほたん
- 一 えんしやう十匁一湯七分一はい八分
- 一 鉄四匁うのはな
- 一 えんしやう老匁一分一はい二匁
- 一 鉄八分大なし
- 一 えんしやう十六匁一湯六匁
- 一 はい四匁一鉄十匁

(法量) 三・一・〇 cm × 四・一・四 cm



- 江戸哉く諸国入舟カノヤ誠諸国
 入舟カ絶ヤラヌく
- 一松ハカハラヌノヤ誠松ハカハラ
 又常葉木ヤく千代ヲフルマテノ
 ヤ誠千代ヲフルマテ業行く
- 四番木曾躍り團扇ニテ但衣裳
 下ニ白地ニ菊水銀スリハク上
- ニ地黄ニ金銀ノナルコヌキタ
 レ
- 一旅タチテくヤトリカ我ハ獨寝テ
 サラくサラサラネラレヌカナワ
 又恋ニウキ身ヲヤツス身ヲヤツ
 ス



レナノアノヤ山桃ヤ

一サテモ見事ノ住吉松ヤ松ト杉ト

ハタカ植ソメテスキシ夜ハアノ

ヤ松ハカリ

一去年ノコヨミカサテ我ハ人ニナ

レテモステラルトハ思ヘトモ真

実ホレタトヲモシヤル

程ニ心アサクテナヒキノロ

一夏ハツル扇子カサテ我ハ

一我ハイヤシキシツノ身ナレハ

一吾君様ハく、イトハクヤ薄イトモ見アカヌ

姿カナトテモウキ名ノタツ程ニ

情ヲカキヤレ去速ハ

一アノ君様ハモロカツラムスフ夜

十月丁亥小
 十六日癸巳伊達兵部殿宗勝宅へ入
 ラセラル鬻セラル、二因テ也御能
 并ニ躍リアリ
 廿七日乙巳互理伯耆宗元宅へ入セ
 ラル鬻シ奉ラル、二因テ也
 十一月戊子大

七日甲寅山岸十太夫重成宅へ入セ
 ラル鬻シ奉ラル二因テ也御拍子アリ
 御鞍三口十太夫献之
 廿二日己巳石田將監與純宅へ入セ
 ラル鬻シ奉ラル二因テ也御拍子アリ
 廿八日乙亥佐々若狭元綱宅へ入ラ
 セラル鬻シ奉ラル二因テ也御能アリ

十月丁亥小
 十六日癸巳伊達兵部殿宗勝宅へ入
 ラセラル鬻セラル、二因テ也御能
 并ニ躍リアリ
 廿七日乙巳互理伯耆宗元宅へ入セ
 ラル鬻シ奉ラル、二因テ也
 十一月戊子大

七日甲寅山岸十太夫重成宅へ入セ
 ラル鬻シ奉ラル二因テ也御拍子アリ
 御鞍三口十太夫献之
 廿二日己巳石田將監與純宅へ入セ
 ラル鬻シ奉ラル二因テ也御拍子アリ
 廿八日乙亥佐々若狭元綱宅へ入ラ
 セラル鬻シ奉ラル二因テ也御能アリ

且倭歌ヲ詠シテ佐々又作ニ賜フ
冬ヒラク梅モサナカラ春立テ
ノコレル枝ニ花ヤマタサク
若狭嫡子左大夫廿九歳ニシテ病
死次男又作ニ家督仰付ラル、以
後始テ成セラル因テ左大夫事仰
出サレ此御歌ヲ詠シ又作ヲ祝シ

玉フトナリ

十二月己丑大

六日壬午竹庵宅へ入ラセラル 公

去月廿七日一枝梅花和雪香ノ匂ヲ

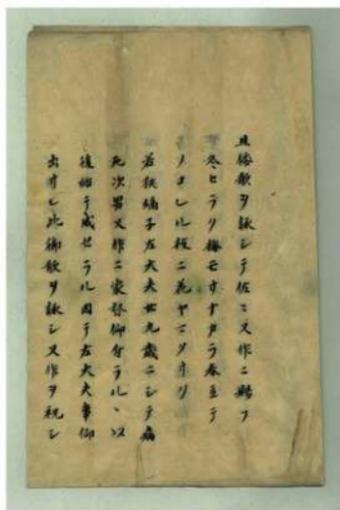
書セラレ表具御物嗜并二箱銘御自

筆

此日御出ノ時御持セ竹庵ニ賜之

五十

(法量：三〇・七 cm × 二二・五 cm 二紙)





石母田大膳

子四人之内三人八歳此内二人

八歳二付申候一人八歳子二遺申

候男子一人年十九長柄二テ

在候

茂庭周防守

源太郎ト申只今此御地証人二

罷在候

奥山大學助

男子二人ソウリヤウ年廿七第八

他名二罷成候以上

大形右之通御座候歟ト存候得共
シカト覚不申候間陸奥守所へ即

申下候追而様子可申上候

久世九左衛門

九月朔日

中條帯刀

牧野内匠頭様

酒井和泉守様

六日 忠宗君ノ命ニ因テ津田

その他



59 元和八年以来羽州上六郡大名衆之事 (No. 00642)

山形 二十二万石

奥州岩城ヨリ 鳥居左京亮政政

鶴岡 十四万石

信州松代ヨリ 酒井宮内太輔忠勝

新庄 六万八千石

盛安ノ子 戸澤右京亮政盛

本庄 二万石

常州府中ヨリ 六郷兵庫頭政乘

上山 四万石

松平丹後守重忠 同 丹後守重直

芭田

寛永三撰州三田^三所替 茲ニ右二年ニ土岐氏被參候を

可記事

▲龜田 八千石
 兼兼七十ノ雨申領ノ市 岩城伊守守宣隆
 赤尾津押領也赤尾津上野
 龜田
 是ハ慶長七ヨリノ押領也

右六ヶ所ニテ都合五十万八千石也

一左沢二万石 常陸國鹿嶋郡

一岩瀬一万石 中津川ノ石見守

一村山一万石 本多越前守

一佐竹殿御事ハ慶長七年

押領被成候。記不及

一^{二万石以上ノ領}鳥居氏保科氏押領ノ時分ハ

天童東根延沢小国なども其高

之内ニ候哉當時天童ハ松平和州領

分ニ御座候由右和御亡父ノ慶安

之頃押領山形ノ入部ノ由其時より

之事候哉 此段井上ニ可承事

一仙上ヨリ^{一欠}ノ在之

日本カノ二取上セ七ノ

丹後守重忠父子申候義見ル事

一右井上ニ長瀬午房^{一欠}

御前御法名之義ヲ者可承事

元和八年以来羽州上六郡

大名衆之事

(法量…二五・二CM×三三・四CM)

解説

天童家の本貫地（旧領）があった山形領における、最上家の改易後（元和八〇一六二二年）の大名配置を記したものである。自分のルーツに対する近世天童家の関心を伝える史料である。

山形・鶴岡・新庄・本庄・上山・亀田の「六ヶ所」に続いて、左沢・岩瀬・村山の領主が書かれている。福島岩瀬を領していた本多出雲守政利は、天童付近にも幾ばくかの封地を持っていたのだろうか。

掲 載 史 料 一 覧

番号	区分	管理番号	名 称	掲載ページ
第1部 天童氏の由緒に関わる系図等				
1	天童氏系図	00657・00677～00680	(天童氏系図)	7・附図
2		00619・00676	源姓最上天童氏世系	7・附図
3		00648	源姓最上天童氏世系	7・附図
4		00674・00675	源姓最上天童世系	7・附図
5		03959	(天童氏系図)	7・附図
6		00666	(天童氏系図)	7・附図
7		00626	重宗二男栗野氏	7・附図
8		00639	(天童氏系図)	8・附図
9		00671	源姓天童系図	8・附図
10		00681	(源姓最上天童氏系図)	8・附図
11	03957	源姓天童系図	8・附図	
12	00672	藤原氏伊達系図	11・附図	
13	00656	(諸家系図)	11・附図	
14	00673	大崎惣領家譜	13・附図	
15	00616	(大崎氏系図)	13・附図	
16	00617	(大崎氏系図)	13・附図	
17	00669	(平氏系図)	13・附図	
18	03956	(留守氏(水沢伊達氏)系図)	13・附図	
19	00610	(足利氏系図)	14・附図	
20	00630	(亙理家(涌谷伊達氏)系図)	14・附図	
21	00638	絵師狩野系図	14・附図	
22	00645	(頼澄自筆書状写)	17	
23	00644	(頼澄自筆書状写の包み紙)	18	
24	00659・00686	(栗野備後重次事跡)	19	
25	00687	(天童家名跡)	22	
26	00611	(播磨点了の呼称問合せ)	24	
27	00668	義通公明応三年に義高と御改の事	26	
28	00667	大崎家兼公伝	28	
29	00652	(系図照会状)	29・附図	
30	00660	頼久甲斐慶長拾六年死去已後 天童相続之者	29・附図	
31	03958	(系図照会状)	29・附図	
32	00655	(先祖につき照会状)	31	
33	00665	(跡目相続)	32	
34	00664	(元服時の名前届け)	33	
35	00637	(飯坂出雲義)	35	

番号	区分	管理番号	名 称	掲載ページ
36	天童氏の過去帳	00627	御曆代	45
37		00654	(御曆代)	46
38		00628	(天童氏過去帳 日めくり)	47
39		00629	(天童氏過去帳)	54
40		00650	(系譜)	62
第2部 伊達家文書等				
41	伊達家関係文書	00612	補宗君御書簡	67
42		00647	厳有院様御代御判物の写	68
43		00614	当將軍(綱宗)様御判物の写	69
44		00641	(良邑所持の判物写の包み紙)	70
45		個人蔵	(伊達政宗より天童殿宛書状)	71
46		00613	東光寺殿三百年忌 追善三十首続歌	73
47		00620	(天正五年)	77
48		00615	(天正五年 御佳例御連歌)	78
49		00635	(長沼より片倉以休齊掃る)	79
50		00633	(合戦の状況)	80
51	00624・00625	(大崎葛西一揆の節雑説)	81	
52	00621	(家康羽州奥州へ出陣)	82	
53	00618	(文禄三年)	83	
54	00622	(公奥州下向の事)	84	
55	00634	(小姓躍りの謡)	86	
56	00636	(小姓躍りの謡)	87	
57	00623	(寛永十二年)	88	
58	00632	(奉行の子供の報告)	90	
59	その他	00642	元和八年以来羽州上六部 大名衆之事	93

多賀城市文化財調査報告書第一一七集

天童家文書Ⅱ

平成二六年三月二四日発行

編集 多賀城市教育委員会

千九八五・八五三一

宮城県多賀城市中央二丁目一番一号

発行 多賀城市文化遺産活用活性化実行委員会

印刷 今野印刷株式会社

千九八四・〇〇一一

宮城県仙台市若林区六丁の目西町二〇・一〇

本報告書は、平成25年度「文化庁 文化遺産を活かした地域活性化事業」で作成したものです。